

ともに認め合い 支え合う ぬくもりあるまちづくり

朝倉市地域福祉計画

はじめに



今、日本の社会は大きく変わろうとしています。バブル崩壊後、個人を基本とした社会では対応できなくなっています。平成 12 年、それまでの「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正されました。それまでは、福祉は行政が果たす役割とされ、多種・多様化するニーズへの対応に限界が生じています。改正法では、地域住民ならびに社会福祉に関する活動を行う者が、地域福祉の重要な担い手に位置づけられました。

本計画は、自分でできること（自助）、地域でできること（共助）、行政でしかできないこと（公助）の取り組みと、協働することを明らかにしました。合併により新しく誕生した朝倉市の住民同士が、お互いによりき隣人として認め合い、協力をして、みんなが生き生きと暮らすことの実現をめざします。

最後に、計画の策定にあたり、市民意識調査や地区座談会等で貴重なご意見をいただいた方々をはじめ、策定委員会の委員、関係者の皆様にあらためて感謝申し上げると共に、本計画の推進につきまして、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 20 年 3 月

朝倉市長 塚本勝人

■朝倉地域福祉のルーツ 上杉鷹山（うえすぎようざん）の『三助』

アメリカ大統領だったジョン・F・ケネディは日本の政治家として尊敬する人は上杉鷹山だといい、その精神をうつした有名な就任演説をしました。若くして、今に通ずる改革をやりとげた9代米沢藩主、鷹山は、その基本に、自ら助ける「自助」、近隣社会が助け合う「互助」、藩行政が力を発揮する「扶助」の『三助』をおきました。文字は違いますが、今、日本でいわれはじめた「自助」、「共助」、「公助」と同じです。地域福祉のルーツといえます。

鷹山の母は筑前秋月黒田氏の娘で春姫。鷹山は、江戸中期、日向高鍋藩に移っていた秋月氏の次男として生まれ、幼時に米沢藩上杉氏の養子に入りました。のちに、関ヶ原の敗軍側だったため収入8分の1の小藩に移されながらも、それまでの体質で支出を続け、膨大な借金で深刻な財政破綻に陥っていた藩を、武士も民も過酷な状態にすることなく、それぞれの力を活かす方法で立て直しをしたのです。それには、高鍋藩主としての父、秋月種美と兄、種茂の政策を見習ったといえます。

朝倉ゆかりの人々の精神は朝倉市の今後にも伝えられ、活かされることでしょう。

目 次

第 1 章	計画策定の基本的な考え方	1
第 1 節	計画の趣旨	1
第 2 節	地域福祉とは	2
第 3 節	計画の位置づけ	5
第 4 節	計画の期間	5
第 5 節	計画の策定体制	6
第 2 章	計画の基本事項	7
第 1 節	基本理念	7
第 2 節	基本目標	8
第 3 節	取り組みの体系	12
第 3 章	具体的な取り組みと役割分担	14
第 1 節	地域活動参加のための機会づくり	14
第 2 節	外出や移動のための手段づくり	23
第 3 節	福祉サービス利用のための仕組みづくり	28
第 4 節	安心・安全な暮らしのための環境づくり	39
第 5 節	支え合い・助け合うための仕組みづくり	45
第 4 章	計画の推進・評価	49
第 1 節	協働による計画の推進	49
第 2 節	地域福祉推進体制の整備	50
資料編		52

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

第 1 節 計画の趣旨

少子高齢化が急速に進むにつれ、世帯の小規模化・多様化、地域意識の希薄化が叫ばれ、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。また、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加が見られる一方で、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待など新しい社会問題が増加しています。このような中、住民の生活ニーズは多種多様なものとなり、従来の介護保険サービスや子育て支援、障がいのある人への支援といった公的なサービスのみでは対応できなくなってきました。

そこで、住民によるお互いの支え合い・助け合いと公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっています。また、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスを提供することが求められています。

平成 12 年に社会の福祉基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正されました。これにより、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

様々な福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのこと、個々人をはじめとして、町内会・ボランティア・福祉施設等、地域に関わる様々な担い手が連携し、課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

このような背景から、地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、住民と行政との協働により地域における福祉活動を積極的に推進するため、その指針となる「朝倉市地域福祉計画」を策定するものです。

第2節 地域福祉とは

私達が暮らすこの地域は、少子高齢社会へと進行しています。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子ども達の健全育成、障がいのある人への支援といった実に様々な側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などが、その大きな担い手として活躍されています。

私達は、誰しもが生きている限り歳をとることは避けられないことですし、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、上記のような「福祉」はある特別な人達を対象としたものではなく、生活のあらゆる場面で誰しもが「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化の問題や近所づきあいの減少、景気の伸び悩みなどが私達の暮らしに大きな影響を与え、課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域で暮らす人達がお互いに支え合い・助け合いながら、よりよい方策を見い出していこうというのが、地域福祉の考え方です。地域住民・地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人達、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かすことが大切となります。

【地域の役割】

地域での課題について、よりよい方策を見い出していくためには、

○地域ごとに課題内容が様々であり、地域の実情に合った対応が必要

○日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要

であることから、全市的に統一した公的な福祉サービス（公助）で対応するだけでなく、各地域において、住民が行政との協働・役割分担のもとで、「地域での支え合い・助け合いによる福祉（共助）」で対応することが重要になります。

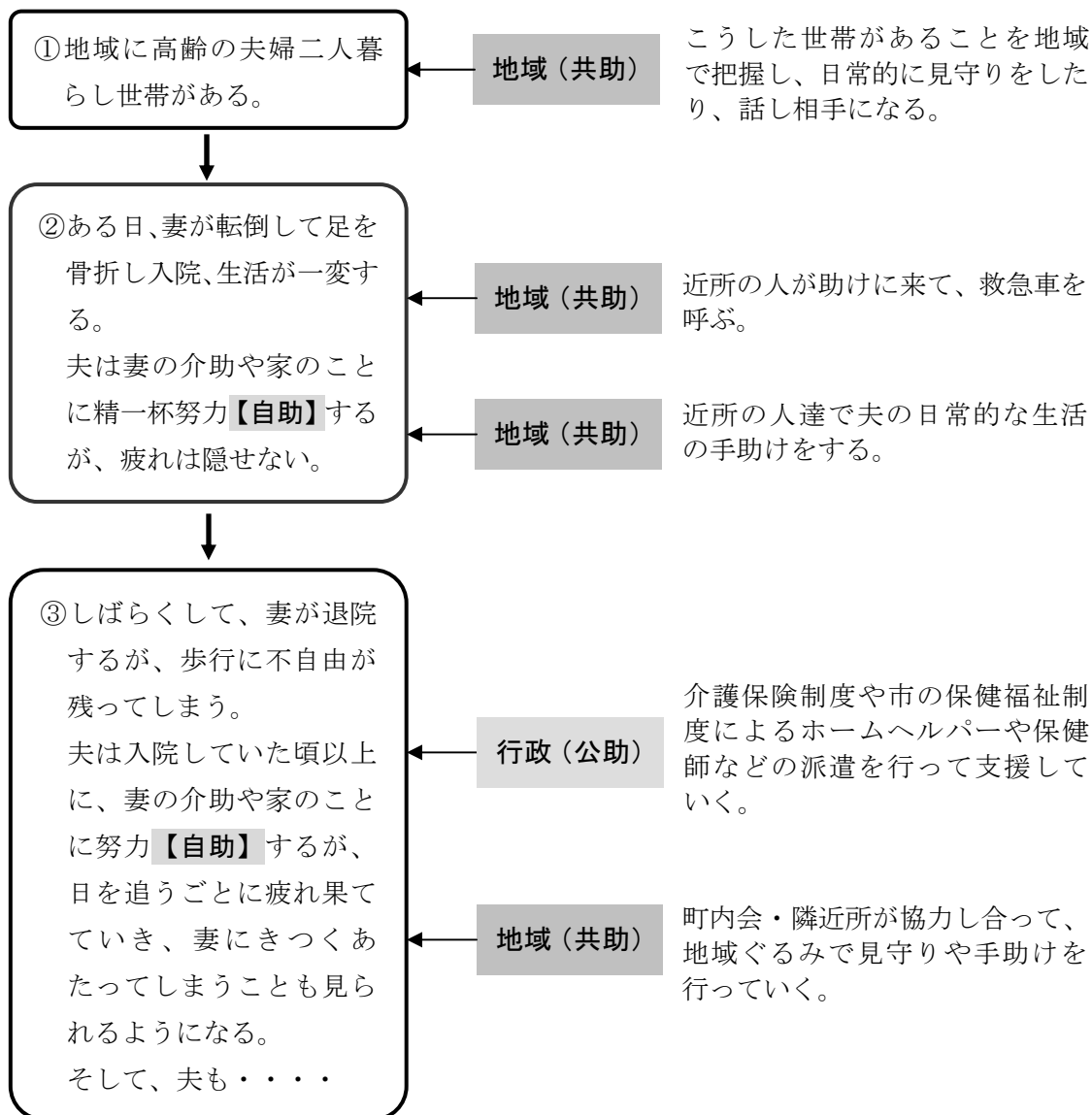
＜地域福祉の向上に向けた3つの助け＞

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い （自分でできることは自分でする）
きょうじょ 共助	地域社会における相互扶助 （隣近所や友人、知人とお互いに支え合い・助け合う） 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え （「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い・助け合う）
こうじょ 公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 （行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

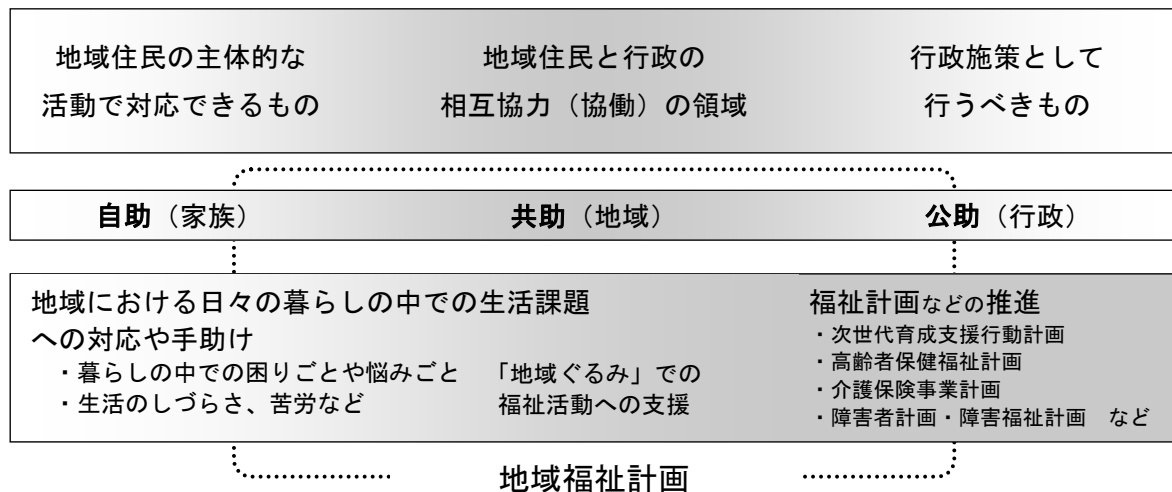
<暮らしのニーズ（日常的な生活課題）への「自助・共助・公助」対応イメージ>

自助のみによる対応例

共助・公助による対応例



＜「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係（イメージ）＞



社会福祉法

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成12年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際、同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されることになりました。そして同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進などに関する考え方や施策の進め方などが明記されています。

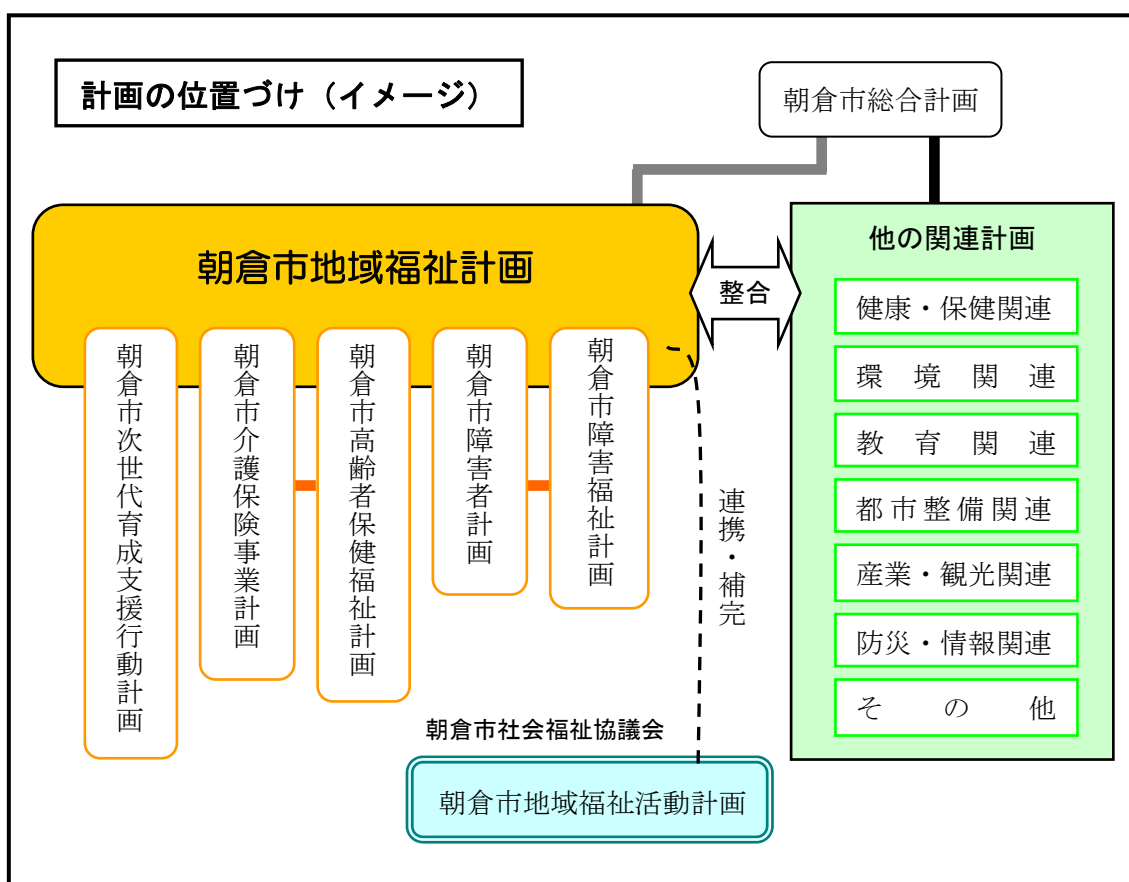
第4条（地域福祉推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正される中で、地域住民並びに社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）が、公的機関や社会福祉法人などとともに連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。朝倉市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。



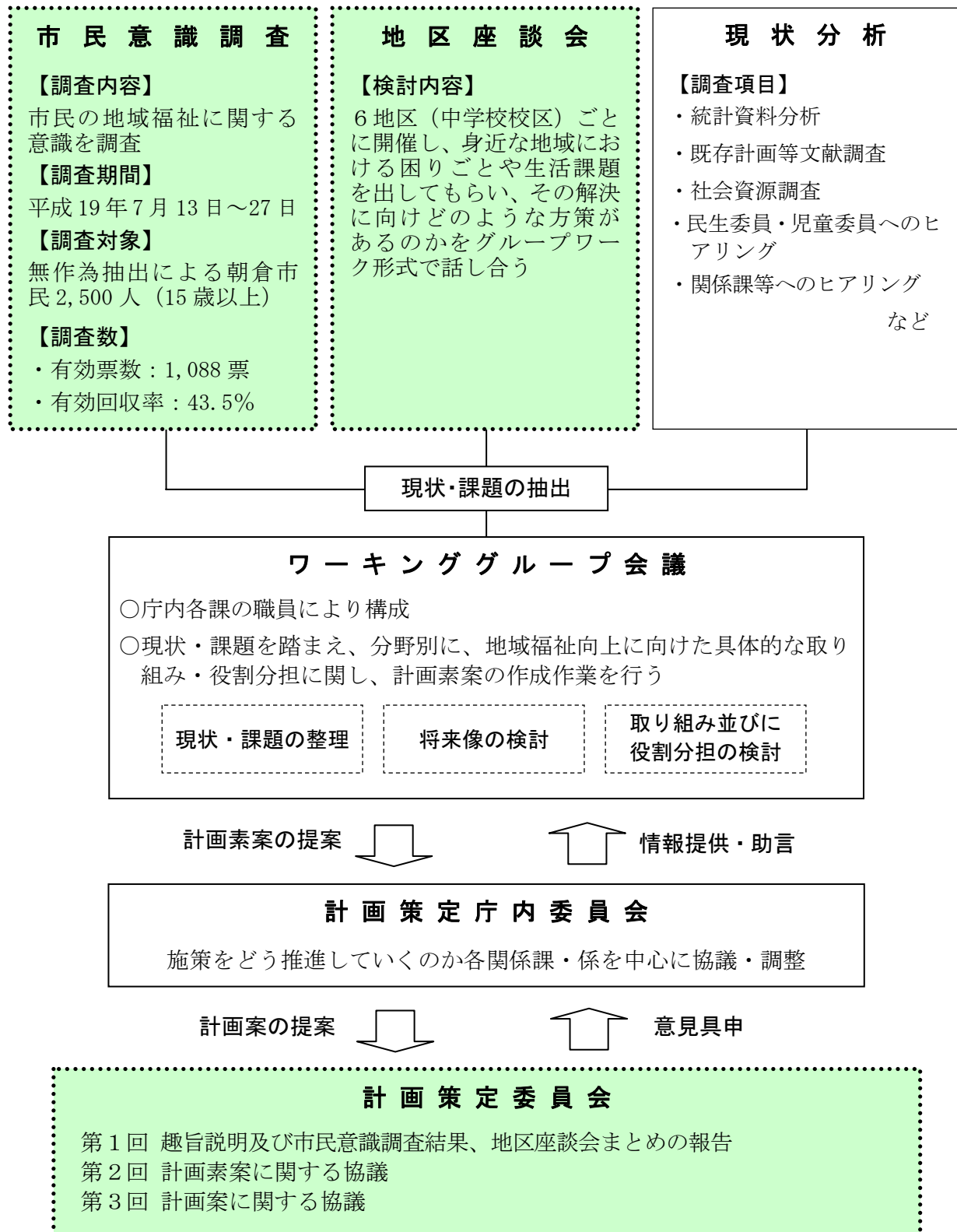
第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第5節 計画の策定体制

ワーキンググループ会議を組織し、計画策定の協議を進めました。



※ は、市民参加による策定プロセスを示す

第2章 計画の基本事項

第1節 基本理念

昭和40年代に達成された高度経済成長によって、わが国は経済的には豊かな国となりました。この豊かさにより人々の価値観は多様化し、個人の生活を基本とする社会が構築されました。そのため行政も個人を対象とした福祉サービスの充実に努めました。しかし、バブル崩壊後、経済力の伸びが低迷する中、増大する福祉ニーズの対応に限界が生じています。

さらに、結婚や育児に対する考え方の変化や育児と仕事との両立が困難なこと、子育てに伴う負担の大きいことなどが原因とされる少子化を招いています。また、世帯構成が大きく変わって、高齢者のみの夫婦世帯・単身世帯の増加が深刻になっています。

近年の阪神・淡路大震災をはじめ、各地で起きた大地震・大水害において、地域の人々の結びつきの強弱で、人命被害に大きな違いがあることが明らかになりました。

これらのことから、住み慣れた地域で支え合い・助け合いながら暮らすことの大切さが見直され、みんなが協働することの必要性が再認識されています。

「福祉」は、これまでのように特別なニーズを持つ人のみではなく、必要になった時に誰もがその対象となります。これからは地域で安心・安全な生活を営むことが大切であり、そのための指針が求められています。

自分でできること、地域でできること、行政でしかできないことをそれぞれに役割を担うための仕組みづくりがこの計画です。

平成20年度を初年度とする「朝倉市基本構想」では、『水を育み 街を潤す 健康文化都市の創造～「共生」と「交流」を創る「自立」と「責任」のまち～』を将来像としています。

本計画では、基本構想が描く将来像を念頭に、住民同士がお互いによりき隣人として認め合い、協力関係を深める中で、地域の活性化、福祉のまちづくりをめざします。その思いを込めて、次のようなキャッチフレーズを掲げます。

ともに認め合い 支え合う めくもりあるまちづくり

第2節 基本目標

朝倉市における地域福祉に関わる現状・課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた地域福祉の充実をめざした本計画での基本方針として、次の基本目標を掲げます。

●基本目標1●

地域活動参加のための機会づくり

個人の生活を基本とする社会が形成されてきたため、地域での近所づきあいが希薄化して、近隣に暮らす住民との交流の機会が少なくなってきました。子育て中の家族や高齢者、障がいのある人の中には、家に閉じこもりがちで、孤独や不安を感じながら生活をしている人もみられます。その一方で、生きがいを持って暮らしていくため、サロン活動や世代間交流を通じて、同じ関心を持つ住民や違う世代の住民とふれあいたいとの声も聞かれています。身近な地域で集い、交流できる拠点をつくったり、その活動を支援したりすることで、地域住民がお互いにふれあうきっかけをつくることが求められています。

また、支援を求める人々の悩みや困りごとは多様化、複雑化しており、介護保険法や障害者自立支援法などによる公的な福祉サービスだけでは、こういった生活課題に対応できない状態になってきています。社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員※などの各種団体と連携を図りながら、地域活動やボランティア活動を担う人材の確保や充実、それらを有効に活用するための体制を整えることが大切です。

高齢者や障がいのある人やその家族などへの理解を深めるとともに、福祉に対する関心を高めることが望まれています。より自主的な福祉活動へとつなげていけるよう、年齢の異なる多くの人達を対象とした福祉教育の充実が必要です。

住民が、地域の一員として、いきいきと暮らしていけるよう、様々な交流や福祉意識の醸成を図り、地域活動に住民が気軽に参加できる機会づくりを進めます。

※ 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する民間奉仕者。職務を兼務している。民生委員の職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。児童委員の職務は、児童・家庭等の実情把握、相談援護、関係機関への要保護児童の連絡、住民からの通告の仲介、児童健全育成活動を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力など。

●基本目標 2 ●

外出や移動のための手段づくり

公共交通機関の種類や路線、本数などに限りがあることから、外出や移動に不便を感じるとの声が多く聞かれます。特に、高齢者や障がいのある人の外出ができにくい状況があります。車に乗れない人は移動手段が少なく、通院や買い物に支障をきたしています。また、高齢者の中には、不安を感じながらも運転を続けている人もみられます。今後、さらに高齢化する中では、車での移動が困難になる人が増えてくることが予想されます。

外出や移動に不便を感じることなく生活ができるよう、いつでも安心して外出や移動できるための手段づくりを進めます。

●基本目標 3 ●

福祉サービス利用のための仕組みづくり

福祉制度やサービスに関する情報をどこから入手すればいいのかわからない、情報を得にくいとの声が多く聞かれ、情報提供体制の充実が強く望まれています。市からの広報をもっと読みやすくしてほしいとの声があり、提供方法についての工夫が求められています。

様々な悩みや不安を感じながらも、誰にも相談できずに抱え込んでいる人がいます。民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめとした身近な地域や公的機関において、安心して相談できる体制の充実が必要です。

また、自立した地域生活をするためには、必要に応じて、それぞれに適した福祉サービスの支援を選択・利用できることが大切です。福祉サービスを利用している人の中には、利用可能な福祉サービスを正しく活用できているのかわからない人も多いため、福祉サービスの提供が適正に行われるような取り組みや、利用において生じた問題への適切な対処が必要です。

さらに、複雑化する住民の生活課題に対応していくためには、福祉サービスを提供する事業者の質の向上を図るとともに、必要と見込まれる福祉サービス量を確保していくことが必要となります。

誰もががのびのびと暮らしていけるように、情報提供や相談支援の充実・福祉サービス事業者の育成を図りながら、適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

●基本目標4●

安心・安全な暮らしのための環境づくり

市内の施設や道路の段差、狭い歩道のため、子どもや高齢者、障がいのある人ばかりでなく、ベビーカーなどでの通行に危険を伴う箇所があるとの声が聞かれ、バリアフリー※の遅れが指摘されています。

誰もが安心・安全に利用できる施設や道路の確保はもとより、より快適な生活をすることができる環境の整備が求められています。

また、近所づきあいの減少から人と接する機会が乏しく、地域との交流が希薄なために、孤立した人々がこれまで以上に増加することが予想されます。地域住民、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などによる情報の共有や訪問活動を通じて、地域で子育てをしている家族や高齢者、障がいのある人を見守る仕組みを築くことが望まれています。これらの取り組みは、災害などの緊急時における円滑な支援を行う上からも大切であり、福祉の視点でのまちづくりに役立つ活動を進めることにつながります。

安心して生活できるよう、より快適な住環境の整備や地域の連携体制の構築を通じて、住みよいまちづくりに努め、地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。

●基本目標5●

支え合い・助け合うための仕組みづくり

地域には支援を必要とする人がたくさんいます。地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが連携して、地域での支え合いの仕組みを充実させていくことが重要です。隣近所を中心とした住民相互の助け合いや付き合いを大切にしたいとの声が多く聞かれました。無理のない範囲でお互いが日常的に支え合う「おたがいさま」の関係を築き、支援を必要とする人々を支えていくことが求められています。

また、福祉サービスの利用に結びつかない人や地域の中で孤立している人がいるとの声も聞かれました。これらを支援するためには、同じ地域に暮らす住民や団体、関係機関等が情報を共有するための交流を深め、地域の中でネットワークを築き、支援の充実に図っていくことが求められています。

誰もが住み慣れた地域で、近隣の人々とともに暮らしていけるよう、身近なところで手助けなどを行うとともに、地域で支え合い・助け合う仕組みづくりを進めます。

※ バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第3節 取り組みの体系



第3章 具体的な取り組みと役割分担

第1節 地域活動参加のための機会づくり

1. 地域交流の場をつくる

●基本的な考え方

地域福祉を推進していくためには、地域でのふれあいや交流を通じて日常的な付き合いを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが大切です。

介護が必要な高齢者、子育て中や障がいのある人を支える家族については、悩みを抱え込んで孤立する人もみられるため、情報交換や仲間づくりをするための交流の場が求められています。近隣で子どもと接したり叱ったりすることが困難で、「子育ては地域の中で」という意識が薄れ、地域交流の機会が少なくなり、お互いに声をかけづらい雰囲気になっています。転入者に対しては排他的なところがあり、これを理由に地域活動に参加したくないという人もいます。日頃の近所づきあいを充実させるとともに、様々な機会を通じて交流を深めていくことが必要です。

地域福祉活動を推進する上で、その活動の場を確保することは重要です。自治公民館がいつも閉まっていて有効に活用されていないとの声が聞かれ、積極的な活用や柔軟な運営方法の検討が求められています。気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを活用した地域の拠点づくりが必要となっています。

いつまでも生きがいを持って暮らせるまちとして、サロン活動や地域行事における子ども達とのふれあい活動などを通じてつながりを強化し、子育て中の親子や高齢者、障がいのある人の生きがいづくりにつなげていくことも大切です。

●事業・取り組み

- ①交流機会の充実
- ②既存施設の有効活用
- ③生きがいづくり・交流活動の充実

事業・取り組み① 交流機会の充実

身近な地域において気軽に集い合い、付き合いを深めることができるよう、伝統行事や祭りをはじめとした様々な交流の場や機会の充実を図ります。

【自助】

- ・ 積極的にあいさつをし、日頃から隣近所との付き合いを大切にします。
- ・ 行事の把握に努め、できる限り地域行事に参加します。

【共助】

- ・ 伝統行事や祭りなど、世代間の交流につながる催しなどを充実します。
- ・ 老人クラブでカラオケ教室を開催するなど、高齢者が寄り合える場をつくれます。
- ・ 地域住民と子ども達との接点を増やすため、学校でふれあい教室などを充実します。
- ・ 行事の開催を休日に設定するなど、参加しやすい方法を検討します。
- ・ 地域行事の年間計画をつくり、計画内容を地域に周知します。
- ・ 地域行事へ参加しやすいよう、職場でも協力的な雰囲気をつくれます。

【公助】

- ・ 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる地域交流事業を支援します。
- ・ 交流を促進する行事やイベントを企画・実施します。

事業・取り組み② 既存施設の有効活用

自主的かつ主体的に地域活動に取り組んでいけるよう、集うことのできる場を開放し、地域住民がお互いに交流を深める機会を充実します。

【自助】

- ・ 公共施設を積極的に活用します。

【共助】

- ・ 活動拠点となる場所の情報収集と情報提供を行います。
- ・ 公民館や集会場など、地域で管理する施設を広く開放し、有効活用を図ります。

【公助】

- ・ 広報やホームページ等を活用して施設に関する情報提供を図り、利用を促します。
- ・ 地域に密着した公共施設などの利用しやすい仕組みづくりを検討します。
- ・ 地域活動の場として学校の余裕教室※の利用を検討していきます。

※ 余裕教室：児童・生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと。

事業・取り組み③ 生きがいきづくり・交流活動の充実

いくつになっても住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、生涯を通じた学習活動・文化活動などを進め、生きがいきづくりや交流活動の充実を図ります。

【自助】

- ・ 何事にも関心を抱き、趣味や生きがいを見つけることを心がけます。

【共助】

- ・ 隣近所で声をかけ合い、誘い合いながら交流活動に参加します。
- ・ 公民館等で学習活動や文化活動を進め、地域住民の生きがいきづくりにつなげます。
- ・ 高齢者や障がいのある人の知識や経験を活かした生涯学習、交流事業等を実施します。

【公助】

- ・ スポーツ大会などの開催を通じて生きがいきづくりにつなげます。
- ・ 地域住民の興味・関心を踏まえた生涯学習の充実を図ります。
- ・ 講演会やイベント等の開催情報の提供を充実します。
- ・ 地域のサークル活動等の情報を収集し、広く住民に発信します。

2. 地域活動を広げる

●基本的な考え方

地域に根ざした活動を行っている団体や地域を越えて広い活動を展開している団体など、それぞれが目的を持って活動しています。こういった団体は地域福祉の推進の上で貴重な存在であり、支援をしていくことが重要です。住民がともに協力し合う地域活動については、誰もが積極的に参加しやすいような環境づくりを進める必要があります。

今後は、若年層の力や、団塊の世代が培ってきた技術・経験を活かし、地域で活躍することが期待されています。また、高齢者の中にも「地域ボランティアとして活動したい」と考える人がみられます。一方で、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることを背景に、ボランティア活動に対するニーズは高まると考えられます。こうした動きに対応するため、地域活動の活性化を図るとともに、ボランティア活動に関する情報提供やコーディネート機能を強化していく必要があります。また、地域で活動を担う人材の一層の掘り起しを図り、地域ボランティアの拡充を図っていくことも必要です。

●事業・取り組み

- ①地域活動・ボランティア活動への支援
- ②ボランティアコーディネート機能の強化
- ③地域活動・ボランティアの人材育成

事業・取り組み① 地域活動・ボランティア活動への支援

誰もが地域活動やボランティア活動に取り組めるよう、地域やボランティアに関する情報の提供等を通じ、活動への支援や参加しやすい環境づくりを進めます。

【共助】

- ・ 工夫を凝らし、誰もが地域活動へ参加できるきっかけづくりに努めます。
- ・ 定年退職者等がそれまでに培った技術や知識を活かせる地域活動やボランティアの機会をつくります。
- ・ 公民館や集会場などを、いつでも地域活動やボランティア活動に利用できるよう、広く開放します。

【公助】

- ・ 地域活動やボランティア活動に利用できる場所を確保・提供します。
- ・ 安心してボランティアに取り組めるよう、ボランティア保険制度を検討します。
- ・ 有償ボランティア制度を含めて、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・ ボランティア団体間の交流を支援します。

事業・取り組み② ボランティアコーディネート機能の強化

ボランティア活動を充実するために、多くの人が活用できるよう、手助けを求める人と手助けをしたい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図っていきます。

【自助】

- ・ 手助けが必要なときは、自ら申告してボランティアを求めます。
- ・ ボランティア活動に積極的に参加します。

【共助】

- ・ ボランティアのコーディネート機能を強化するため、人材育成に取り組みます。

【公助】

- ・ ボランティア団体の情報を取りまとめ、データベース化と情報提供に取り組みます。
- ・ ボランティア活動に関する相談窓口を拡充します。

事業・取り組み③ 地域活動・ボランティア活動の人材育成

地域活動やボランティア活動への関心を高めるための体験講座や養成講座などを開催し、活動に取り組む人材の確保・育成を進めます。

【自助】

- ・ 地域活動やボランティア活動への参加意欲を持ちます。
- ・ 家族の地域活動やボランティア活動に協力します。
- ・ ボランティア養成講座や体験講座へ積極的に参加します。

【共助】

- ・ 地域行事等を通じて、ボランティア活動へ参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ・ ボランティア活動の楽しさややりがいを伝える懇談会を開催します。
- ・ 各種団体の連携した活動を通じて、交流を行い、人材の育成・確保を図ります。

【公助】

- ・ 地域活動を行うリーダーを育成します。
- ・ 公共施設等でボランティア情報が入手できるよう、パンフレット等を配置します。
- ・ ボランティア養成講座等を企画・開催します。

3. 福祉意識を醸成する

●基本的な考え方

住民が福祉に関心を持ち、地域福祉の向上を図るためには、身近なところでお互いに支援をしていく意識の改革が必要です。その際、身近な地域で話し合いの場や情報提供といった啓発活動が重要な役割を果たします。地域住民が連携して行う交流や、支え合いの仕組みづくりの必要性について、広報・啓発を行うことが大切です。住民同士が年齢や障がいの有無にかかわらず、同じ地域に住む者として理解し合い、地域の伝統行事や祭りで世代を超えた交流を図るとともに、地域に対する思いや郷土愛を育むことが必要です。

地域福祉活動を図るには、子どもの頃からのボランティア体験や多様な人々との交流などを通じて福祉への理解や関心を高める福祉教育を充実していくことが必要です。福祉はすべての人に関わる問題であることを認識し、積極的に理解を深める取り組みが大切です。住民の誰もがともにいきいきとした暮らしができるよう、ノーマライゼーション※の精神のもと、お互いを認め合い、思いやり、支え合う人権意識を高め、心のバリアフリー化を図る必要があります。

●事業・取り組み

- ①広報・啓発活動の推進
- ②福祉教育の推進
- ③心のバリアフリー化の推進

※ ノーマライゼーション：「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活をするを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またはその考え方」と一般的に定義されているが、今日では福祉全般の基本的な理念として位置づけられている。

事業・取り組み① 広報・啓発活動の推進

地域で支え合って暮らすための交流活動の大切さに関する情報の広報・啓発に努め、福祉意識の醸成を図ります。

【自助】

- ・ 地域での出来事に日頃から関心を持つように心がけます。
- ・ 隣近所と誘い合いながら、地域交流の場へ積極的に参加します。

【共助】

- ・ 伝統行事や祭りにおける交流を活発化して、地域への郷土愛を育みます。
- ・ 身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けていきます。
- ・ 地域活動や地域福祉活動への参加や各種団体への入会を広く呼びかけます。

【公助】

- ・ 地域の伝統行事や祭りなどの情報提供を充実します。
- ・ 福祉について話し合うなど、福祉意識を醸成する学習会等を開催します。

事業・取り組み② 福祉教育の推進

地域活動やボランティア活動への主体的な参加を促すため、住民の理解と関心を高める福祉教育の推進を図ります。

【自助】

- ・ 家庭において福祉教育に取り組みます。
- ・ 福祉教育に関する研修に積極的に参加し、理解に努めます。

【共助】

- ・ 福祉教育に関する取り組みとして手話講座や障がいのある人の講話などを行います。
- ・ 高齢者や障がいのある人、その家族との交流を図るなど、幼い頃から福祉教育を推進します。

【公助】

- ・ 出前講座を開催するなど、全市的な福祉教育の啓発を行います。
- ・ 生涯学習の場などを活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を進めます。

事業・取り組み③ 心のバリアフリー化の推進

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす住民がお互いに相手の立場を尊重し合い思い合うことが大切です。誰もが対等に社会に参加できるよう、住民の人権意識の啓発や教育を推進します。

【自助】

- ・ 啓発資料に目を通すなど、意識の高揚に努めます。
- ・ 家庭の中で高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。

【共助】

- ・ 転入者に慣習を押し付けないなど、地域に受け入れる心構えを持ちます。
- ・ 地域で人権に関する勉強会を開催します。

【公助】

- ・ 人権教育や男女共同参画教育を推進します。
- ・ いのちの教育を推進するなど、心の豊かさを育てる教育の機会を充実します。

第2節 外出や移動のための手段づくり

1. 公的な移動支援を行う

●基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で自立した生活をするには、社会の様々な障害を取り除く必要があります。とりわけ外出や移動を妨げるものの改善を図ることが求められています。市内に公共交通機関が少なく、利用したくても利用しにくいなど、公共交通の利便性に対する不満の声が聞かれました。通院や買い物等の日常的生活手段としての移動が困難になってきている状況がうかがえます。また、高齢者のサークルやサロン活動においても、移動が困難なために参加しづらいと考えられています。

年齢や障がいの有無にかかわらず、生活の基本である移動手段の確保については、総合的な交通体系を含めた検討が必要です。

●事業・取り組み

- ①移動手段の検討
- ②移動支援事業等の充実
- ③各種助成制度の利用促進

事業・取り組み① 移動手段の検討

高齢者や障がいのある人など、移動困難な住民が通院等の外出に困ることのないよう、公共交通機関などの利便性の向上や、その他の移動手段について検討します。

【公助】

- ・ 公共交通機関をはじめとする移動手段の確保について検討します。
- ・ 市内の鉄道や民間バス事業者に、利用しやすい運行本数や車両設備、路線の設定と
するよう呼びかけます。

事業・取り組み② 移動支援事業等の充実

高齢者や障がいのある人などが通院等の外出に困ることのないよう、外出支援サービスや移動支援事業等の充実を図ります。

【自助】

- ・ 外出支援サービスや移動支援事業等に関する情報を、積極的に入手するよう心がけます。

【共助】

- ・ 外出支援サービスの充実に努めます。
- ・ 地域住民の移動を支援する新たな福祉サービスを見い出します。

【公助】

- ・ 地域の高齢者や障がいのある人の移送支援のニーズを把握します。
- ・ 高齢者や障がいのある人を対象とした外出支援サービスや移動支援事業の利用を促進します。
- ・

事業・取り組み③ 各種助成制度の利用促進

高齢者や障がいのある人などが安心・安全に通院等の外出ができるよう、各種助成制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

【自助】

- ・ 各種助成制度に関する情報を積極的に入手するよう心がけます。

【共助】

- ・ 各種助成制度の利用を広く呼びかけます。

【公助】

- ・ 障がいのある人の運転免許取得補助や自動車改造費助成について周知・利用促進を図ります。
- ・ 障害者タクシー助成制度の周知・利用促進を図ります。

2. 住民主導で移動を支援する

●基本的な考え方

山間部などでは、バス路線の便数の減少などにより、高齢者や子どもたちの移動手段が少なくなるという問題が発生しています。市内を走る民間バスや福祉バスについては、便数が少なく、外出が困難であるとの声が聞かれました。バス路線から遠い地域に住んでいる住民は、タクシーを利用せざるをえず、経済的な負担が大きくなっています。また、自家用車の同乗による移動については、万一の事故等が心配であるため、あまり利用されていません。ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの閉じこもり防止や暮らしやすいまちづくりを推進するため、安心・安全に移動できる手段を確保することが大切です。

ボランティア団体等と協力し、高齢者や障がいのある人をはじめとした地域に暮らす住民の交通手段を確保していくことが、極めて重要であると考えられます。

●事業・取り組み

- ①有償運送制度[※]等の検討
- ②移動支援ボランティアの活用

[※] 有償運送制度：NPO法人や社会福祉法人等が、会員登録された身体障がいのある人や要介護認定者等を対象に、実費の範囲内の料金で自家用自動車(白ナンバー)を使用して移送を行うサービス制度のこと。平成16年3月に示された国土交通省のガイドラインにより、一定の手続きや条件のもとで、旧道路運送法第80条第1項ただし書きによる例外的な許可により実施されてきたが、法改正により、改正法第79条に則った登録により実施可能となった。

事業・取り組み① 有償運送制度等の検討

高齢者や障がいのある人が通院等の外出に困ることのないよう、ボランティア団体等による有償運送サービスの充実を図るなどの利用しやすい移動手段について検討します。

【公助】

- ・ 地域の中にある移動のニーズを把握します。
- ・ 外出を支援する有償運送などの体制の整備を検討します。

事業・取り組み② 移動支援ボランティアの活用

高齢者や障がいのある人が通院等の外出に困ることのないよう、移動支援ボランティアによる輸送サービスの充実を図り、利用しやすい移動手段の確保を図ります。

【自助】

- ・ できる範囲で外出支援のボランティア活動に参加します。
- ・ 身近な交通弱者の見守りや支え合いに努めます。

【共助】

- ・ 日頃から交通弱者の情報を収集し、地域でできる支援方法を検討します。
- ・ 移動支援ボランティアの育成を進めます。

【公助】

- ・ 交通弱者についての情報収集・提供の充実に努めます。
- ・ 地域や各種団体と連携して、支援の仕組みづくりを検討します。
- ・ 事故に遭った際の補償手段の確保を図ります。

第3節 福祉サービス利用のための仕組みづくり

1. 適切な情報提供を行う

●基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、それぞれに適した福祉サービスの利用ができるとともに、的確に情報を得られることが必要です。近年、福祉の制度が次々と改正されて複雑になり、わかりにくいと感じている人が多数みられます。活用できる福祉サービス制度や各種福祉施設などをわかりやすく周知する必要があります。

「福祉に関する情報をどこから入手したらいいのかわからない」「情報が多すぎて振り回されてしまう」と悩む人も多いため、情報を一か所でまとめて入手できる仕組みをつくることも大切です。特に福祉サービスや交流の機会を必要とする人に対しては、必要な情報を必要なときに提供できる体制を充実させる必要があります。市報やホームページによる情報提供は、受け手の特性を考慮したものにしていくことが大切です。

地域福祉や防犯・防災といった住民一人ひとりの安全に関わる情報は、行政からの一方的な提供だけでなく、地域でお互いに確認し合い、共有し合うことが重要です。いざというときに、どのように行動すればよいのかを把握することで、犯罪や災害の被害を最小限に抑えることができます。地域住民による情報の共有化を進めていくために、住民協働による安心・安全マップをつくる取り組みが求められています。

●事業・取り組み

- ①情報提供の充実
- ②情報の提供方法の改善
- ③安心・安全マップの作成

事業・取り組み① 情報提供の充実

福祉サービス等に関する必要な情報をいつでも得ることができるよう、身近な場所や機会を利用した情報提供の充実を図ります。

【自助】

- ・ 積極的にサービス内容についての情報を得るように努力します。
- ・ 行政等から提供される情報については、必ず把握するように心がけます。

【共助】

- ・ 暮らしやすい地域となるよう、お互いに情報の交換に努めます。
- ・ 障がいの種別に応じた情報交換ができる場づくりを進めます。
- ・ 地域の情報を得にくい人に対しては、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝達します。

【公助】

- ・ 福祉情報を掲載した冊子やパンフレットを作成します。
- ・ 出前講座等を活用して積極的に情報提供に努めます。

事業・取り組み② 情報の提供方法の改善

文書内容や情報提供の場所の選定、情報入手が困難な人達へのきめ細かい配慮、インターネットの活用など、行政情報などを入手する上での障害の改善に向けた工夫と充実を図ります。

【自助】

- ・ インターネットを活用した情報収集を行います。
- ・ パソコン操作など、情報収集に必要な技術の習得を心がけます。

【共助】

- ・ 地域における情報発信の拠点として公民館や集会場を活用します。
- ・ 地域で集まり情報を共有・交換できる場をつくります。

【公助】

- ・ 広報やホームページを活用し、情報の即時性を高めます。
- ・ 情報提供にあたっては個人情報の取扱いに十分に注意を払います。
- ・ 高齢者や障がいのある人など、情報の受け手の特性に合わせて、個々人に適した情報提供を図ります。
- ・ パンフレットなどの作成時には、見やすい体裁とするなど、読みやすい工夫を行います。

事業・取り組み③ 安心・安全マップの作成

安心して移動したり施設を利用したりできるよう、また、災害時に自主的な避難ができるよう、地域の安心・安全マップの作成を図ります。

【自助】

- ・ 周りの危険箇所を把握し、地域や行政へ情報提供をします。
- ・ 日頃から避難場所や避難路などを把握しておきます。
- ・ 市内施設を利用する際には、市の福祉マップなどの資料を活用します。

【共助】

- ・ 危険箇所や利用しにくい施設・道路等の情報を把握し、行政に改善を要求します。
- ・ 地域で協力し合い、身近な情報を持ち寄って、安心・安全マップを作成します。

【公助】

- ・ 避難所や災害情報を記載した防災マップを作成し、全戸配布するとともにホームページに掲載します。
- ・ 市内施設の設備や情報についてまとめた福祉マップを作成します。

2. 相談支援体制を整える

●基本的な考え方

サービス利用者が、それぞれに適した福祉サービスを安心して利用できることが求められています。福祉サービス事業者やボランティア団体などのサービス提供者との連携を図りながら、総合的に相談に対応していくことが重要です。また、公的機関のみならず、民生委員・児童委員や身体・知的障害者相談員などの支援で、身近な地域において相談できることも重要です。

要支援者の早期発見と問題解決には、関連する各専門機関や団体などが情報を共有し、連携強化を図りながら、支援体制の充実を図ることが重要となります。

福祉サービスの活用にあたっては、利用者やその家族が安心して必要なサービスを受けることができるよう、福祉・医療・保健分野などの関係機関や福祉サービス事業者はもとより、住民が担い手となる地域福祉活動との協力・連携を強化したケアマネジメント※体制を整える必要があります。

●事業・取り組み

- ①相談支援体制の充実
- ②相談支援ネットワークの強化・充実
- ③ケアマネジメント体制の強化

※ ケアマネジメント：サービス利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的・継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する方法。

事業・取り組み① 相談支援体制の充実

専門的な相談を充実するため窓口に専門職を配置し、関係部署・機関との連携を図り、相談者の多様なニーズに適した対応ができる相談体制の充実を図ります。

【自助】

- ・ 広報やホームページ等を利用して、日頃から各種相談窓口の把握に努めます。
- ・ 不安や悩みがある場合には、各種相談窓口を積極的に活用します。

【共助】

- ・ 各種相談窓口の活用を呼びかけます。
- ・ 専門的な相談支援が必要な人については、適切に行政機関へつなぎます。

【公助】

- ・ どこで相談できるのかをわかりやすく情報発信します。
- ・ 地域子育て支援センターや地域包括支援センター※の機能を向上させます。
- ・ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業や地域活動支援センターの充実を図ります。
- ・ 保健師などの専門職による定期的な訪問活動の充実を図ります。

事業・取り組み② 相談支援ネットワークの強化・充実

保健や医療、福祉などの異なった専門分野にまたがった相談に対応していくため、行政機関や専門機関、各種団体等の相談支援ネットワークの強化・充実を進めます。

【共助】

- ・ 専門的な相談支援が必要なときには、内容に適した関係機関へつなぎます。
- ・ 相談支援ネットワークへの参加・参画を求められた時は、積極的に協力します。
- ・ 地域の関係機関同士で情報の共有や連携の強化を図ります。

【公助】

- ・ 地域で相談に関わる人達の情報や意見交換の場を設けるなどの連携・強化を進めます。
- ・ 保健・医療・福祉における相談窓口間の連携を充実します。
- ・ 地域で相談にあたる関係団体等との連携を密にし、研修や情報提供を強化します。
- ・ 専門機関との連携を強化し、相談内容の共有による迅速な支援の展開につなげます。

※ 地域包括支援センター：平成 17 年の改正介護保険法によって創設されたもの。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任ケアマネジャーと、3 職種が業務分担することになる。センターでは、この 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

事業・取り組み③ ケアマネジメント体制の強化

福祉サービス利用者が抱える様々な問題やニーズに応じて、個々人に適した福祉サービスを包括的に提供するため、ケアマネジメント機能の充実と体制の強化を図ります。

【自助】

- ・ 福祉サービスの利用やケアプラン※作成の際は、自分の意向をしっかりと伝えます。

【共助】

- ・ 内部研修や外部研修に積極的に参加し、ケアマネジャーの資質向上を図ります。
- ・ 行政との連携を密にし、市におけるケアマネジメント体制の強化に協力します。

【公助】

- ・ 保健・医療・福祉関係者からなる地域ケア会議を定期的を開催し、個々人に適したサービスを受けられるよう、総合調整します。
- ・ 福祉サービス事業者との連絡会議やケアプラン事例検討会等を開催し、県及び事業者と連携して、ケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努めます。

※ ケアプラン：要介護者や要支援者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類、内容、担当者を定めたもの。

3. サービス利用者の権利を守る

●基本的な考え方

福祉サービスを必要とする人が自らの判断に基づき、最も適したサービスを利用することができるよう、正しい情報提供を行っていく必要があります。特に、判断能力に不安がある高齢者や障がいのある人に対しては、財産の管理や第三者との契約行為、日常生活に必要な諸手続きに関わる支援など、福祉サービスの活用にあたり不利益を被ることがないように、援助支援の強化を図っていく必要があります。

提供される福祉サービスの内容に不満を感じていながらも、不服を申し立てることにためらっている利用者もいるようです。サービスの利用において問題が生じた場合、福祉サービス事業者に比べて専門知識や情報が少ない利用者やその家族が、弱い立場に立つことのないよう、対等の立場で問題を解決できる仕組みの強化を図っていく必要があります。

●事業・取り組み

- ①権利を保護する制度の活用
- ②苦情・意見への対応強化

事業・取り組み① 権利を保護する制度の活用

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき最も適したサービスを利用できるよう、情報提供や啓発を行うとともに、利用者の権利を保護する制度の利用を推進します。

【自助】

- ・ 日常生活自立支援事業※及び成年後見制度※等への理解を深めます。
- ・ 必要に応じて日常生活自立支援事業及び成年後見制度等を利用します。

【共助】

- ・ 日常生活自立支援事業及び成年後見制度等への理解を深めるため、出前講座や学習会を開催します。
- ・ 制度利用が必要だと思われる人に対して、情報提供し利用を促します。

【公助】

- ・ 日常生活自立支援事業及び成年後見制度等に関する広報・啓発活動を進め、円滑に利用できる仕組みをつくります。
- ・ 個人情報の取り扱いや守秘義務を守るための啓発を図ります。

※ **日常生活自立支援事業**：認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。社会福祉法第 81 条に規定されている。

※ **成年後見制度**：知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

事業・取り組み② 苦情・意見への対応強化

福祉サービスの利用者が、サービス利用上で問題が生じた場合に、福祉サービス事業者との間で弱い立場に立つことのないよう、対等の立場で苦情や意見が言える環境整備を進めるとともに、問題解決を図るための仕組みを強化します。

【自助】

- ・ 苦情相談窓口を積極的に活用します。
- ・ 福祉サービス事業者と対等な契約関係であるという認識を持ち、情報収集に努めます。

【共助】

- ・ 福祉サービス事業者は、苦情相談窓口及び第三者委員会を設置し、苦情の適正な解決を図ります。
- ・ 福祉サービス利用者に、苦情解決制度について周知します。

【公助】

- ・ 苦情・要望等への対応に差異が生じないよう、情報の共有化を推進します。
- ・ 苦情からサービスへの改善につながる仕組みづくりに努めます。

4. サービス事業者を育成する

●基本的な考え方

住み慣れた地域で充実した生活をするためには、生活課題に対応したきめ細かな福祉サービスが提供されることが大切です。一方、高齢者や障がいのある人の中には、制度的なサービスだけでは支援が不十分な人もみられます。また、今後は、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加に伴って、福祉サービスの利用を望む人が増えると考えられます。社会福祉法人をはじめとする様々なサービス提供者が、それぞれの特性を活かしながら事業を展開し、公正な競争の下でサービス※の質的向上や利用の選択幅を広げ、必要と見込まれるサービス量を確保していくことが大切です。福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関と連携し、広域的な視点を含めて福祉サービス事業者の質の向上に取り組むことが必要です。

安心して福祉サービスを利用するためには、第三者による評価が適正に実施され、その結果が公表されるなど、福祉サービス事業者の事業運営の透明性を確保することが必要です。また、地域福祉の推進につなげるため、地域住民が福祉サービス事業者の質に関心を持ち、その向上のために積極的に関与していくことが大切です。

●事業・取り組み

- ①多様な福祉サービス事業者の参入促進
- ②福祉サービス事業者の質の向上

※ デイサービス：在宅の障がいのある人、要援護高齢者などが施設に通い、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の提供、機能訓練などを受けるサービス。

事業・取り組み① 多様な福祉サービス事業者の参入促進

福祉サービスの質の向上や利用の選択幅を拡大させるため、福祉施策やサービスの利用状況などの情報提供や相談・助言を行い、幅広い事業主体が福祉サービスへ参入することを促進します。

【自助】

- ・ 利用者として、福祉サービス事業者に必要なニーズを発信します。

【共助】

- ・ 利用者のニーズと地域特性を踏まえ、事業者の立場で、不足している福祉サービスの創出・実施に努めます。
- ・ 利用者のニーズに的確に対応していくため、事業者の立場で、新しいサービスを積極的に開拓していきます。

【公助】

- ・ 福祉サービス事業者などへ福祉施策やサービスの利用状況などに関する適切な情報提供をします。
- ・ 住民の福祉ニーズに応じた新しい福祉サービス事業者の参入を促進します。

事業・取り組み② 福祉サービス事業者の質の向上

研修会などを実施して福祉サービスの質の確保に努めるとともに、第三者評価制度の導入や福祉サービスの適正化を啓発することによって、福祉サービス事業者の質の向上を図ります。

【自助】

- ・ 利用する際には、情報入手に努め、優良な福祉サービス事業者を選択します。

【共助】

- ・ 地域住民と福祉サービス事業者は、お互いの行事への参加などを通じて、福祉サービスの質を高めていく仕組みづくりを進めます。
- ・ 様々な福祉ニーズに対応するため、福祉サービス事業者の立場で、内部研修の実施や外部研修へ積極的に参加し、見識の向上を図ります。

【公助】

- ・ 福祉サービス事業者に質の向上を促します。
- ・ 関係機関と連携し、福祉サービス事業者の質の向上を図る研修会を実施します。
- ・ 福祉サービスの利用にあたって、サービス事業者が選択できる情報提供をします。

第4節 安心・安全な暮らしのための環境づくり

1. より快適な住環境を整備する

●基本的な考え方

誰もがいきいきと充実した生活をするためには、住環境を整備することが大切であると考えられています。しかし、高齢者や障がいのある人を取り巻く住宅事情は十分とは言えず、個人で解決できない問題を抱えている人も少なくありません。地域の中で安心・安全により快適な暮らしができるよう、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、住みやすい住宅と住環境を整備していくことが求められています。

市内の施設については、床が滑りやすい、段差があって危ないなどのバリアが指摘されています。地域活動や災害時の避難場所にもなっている建物については、特に段差の解消を図るなど、不自由なく利用できる設備を整えていく必要があります。

また、歩道や点字ブロック上の違法駐輪や違法駐車が通行の妨げとなっているため、住民一人ひとりの意識の改善も求められています。

●事業・取り組み

- ①住環境の整備
- ②施設や道路のバリアフリー化

事業・取り組み① 住環境の整備

誰もが安心して家庭や地域で生活ができる住宅の改善・確保を進め、住みよい住環境の整備を図ります。

【自助】

- ・ 住宅を建てる際には、いつまでも暮らしやすい家となるよう、間取りやデザインを工夫し、周囲についても考慮します。

【共助】

- ・ 高齢者や障がいのある人を受け入れる住居の情報提供に努めます。
- ・ 住宅改修に必要な情報提供をします。

【公助】

- ・ 高齢者や障がいのある人向けの住宅改造費助成事業や支援制度について、情報提供をします。
- ・ 公営住宅の建て替えの際には、誰もが不自由なく生活できる仕様を促進します。

事業・取り組み② 施設や道路のバリアフリー化

誰もが安心して社会参加できるよう、施設や道路については、利便性・安全性の向上のためのバリアフリー化を推進します。

【自助】

- ・ 健常な人は、身障者駐車場には駐車しません。
- ・ 地域の危険箇所を見つけたら、地域や行政に情報提供をします。
- ・ 点字ブロックの上や狭い通路に障害になる物は置きません。

【共助】

- ・ 施設や設備の管理にあたっては、利用者が安全かつ快適に利用できるように努めます。
- ・ 学習会などを開催し、バリアフリーに対する理解を深めます。

【公助】

- ・ 道路に点字ブロック等の整備を行います。
- ・ 施設を建てる際には、誰もが使いやすい設計とします。
- ・ 施設の段差をなくしたり通路を広くするバリアフリー化を促進します。
- ・ 公共の洋式トイレの設置場所を周知するなど、施設の情報を広報します。
- ・ 公共交通機関に低床バスの導入や駅のスロープ設置などを働きかけます。
- ・ 市内事業所や店舗に対し、バリアフリーについての啓発を図ります。

2. 地域の連携体制を築く

●基本的な考え方

それぞれが悩みや不安を抱えて生活をしています。誰にも相談できずに困っていたり、ストレスを溜め込んでいる人がみられます。世帯人員の減少や近所づきあいの希薄化から、気軽に悩みを話すことができなくなっています。家に閉じこもりがちで孤立している子育て中の家族や高齢者、障がいのある人やその家族がみられます。また、行政や地域からの支援を受けたくないとする人もいます。今後、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯の増加に伴って、家族からの支援が困難となる世帯が想定されます。さらに、虐待やひきこもりなどは、福祉サービスの利用に結びつきにくいことが懸念されます。最近では全国的に、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪徳商法被害などに巻き込まれる事件が多発していることから、地域住民がお互いに声かけ、見守りなどを行うことの必要性が高まっています。

地域で見守り活動のネットワークを構築し、悩みや不安を抱えた人の負担をやわらげたり、地域のニーズや課題を早期に把握するための相談活動が必要です。また、病気や災害などの緊急時の支援体制のネットワークを整えておくことが大切となります。

地域の見守りネットワークによる活動を通じ、課題を抱える人達を早期に発見し、気軽に相談できる体制を整備していくことも求められています。

●事業・取り組み

- ①地域における見守りネットワークの構築・強化
- ②緊急時の支援体制の整備
- ③地域における相談支援体制の充実

事業・取り組み① 地域における見守りネットワークの構築・強化

地域で悩みや問題を抱えた人が孤立したり、登下校時の子ども達が危険に巻き込まれないように、訪問活動や地域の見守りを行うネットワークづくりを推進します。

【自助】

- ・ 隣近所であいさつをかわし、日頃から付き合いを大切にします。
- ・ ひとり暮らし高齢者などの困りごとに対する助け合いをします。
- ・ 隣近所での声かけ運動や見守り活動などに積極的に参加していきます。

【共助】

- ・ 見守り活動を充実させるため、各種団体等で情報の共有や連携の強化を図ります。
- ・ 地域の中で見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの構築・展開を図っていきます。
- ・ 要援護者等の連絡網を作成し、緊急時の支援体制づくりを進めます。
- ・ ひとり暮らしの高齢者などへの積極的な声かけ、電話による安否確認を行います。
- ・ 子ども達との交流を深めるとともに、交通安全や防犯のため、登下校時の見守り活動を充実・強化します。

【公助】

- ・ 全市的なあいさつ運動を推進します。
- ・ 見守り活動や見守りネットワークに関する情報提供や啓発活動を進めます。
- ・ 見守り活動のネットワークの構築・展開に向けた関係団体を支援します。

事業・取り組み② 緊急時の支援体制の整備

地域の安心・安全を確保するため、住民が協力して取り組むとともに、災害時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【自助】

- ・ 日頃から避難場所や防災設備を確認・把握します。
- ・ 災害発生時には、お互いに助け合います。

【共助】

- ・ 地域で緊急連絡網をつくり、災害時に支援し合える体制を築きます。
- ・ 災害時の対応について、必要な知識を身につけるため、防災教室などを開催します。

【公助】

- ・ 緊急通報システムの充実を図ります。
- ・ 防災意識を高めるための広報活動や講座を開催するなどの啓発活動を行います。
- ・ 適切な避難体制の整備を行うとともに、避難経路や方法についての周知を図ります。

事業・取り組み③ 地域における相談支援体制の充実

地域における相談活動の活性化に努めます。地域ぐるみで悩みや問題を解決できる仕組みづくりを進めるとともに、行政やその他の関係機関につなげ、相談支援体制の充実を図ります。

【自助】

- ・ 声かけ等により近隣住民とのつながりを大切にします。
- ・ 何かあったときは協力し合える人間関係を築きます。
- ・ 不安や悩みは、ひとりで悩まずに地域の中で積極的に相談するよう心がけます。

【共助】

- ・ 相談や情報交換ができる場を設けていきます。
- ・ 小さな問題や悩みにも親身になって、気軽に相談できるように努めます。
- ・ 専門的な相談支援については、適合する行政機関へとつなぎます。
- ・ 行政や関係機関が実施する研修等に積極的に参加し、相談支援体制の充実を図ります。

【公助】

- ・ 住民同士が相談し合える場の確保に努めます。
- ・ 相談支援に関わる人達の活動内容の周知を図っていきます。
- ・ 地域で相談活動に関わる人達の情報や意見交換の場を設けるなど、連携が強化できるような仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域で相談活動に関わる人達の守秘義務の遵守も含めた研修の充実を図ります。また、積極的に外部研修への参加を促し、相談機能のレベルアップを図ります。

第5節 支え合い・助け合うための仕組みづくり

1. 身近なところで支え合う

●基本的な考え方

地域福祉を推進するには、住民自らが知恵を出し合って地域の問題の解決を図るのだという意識を持つことです。困ったときの身近な人のちょっとした手助けは、大きな心の支えになります。隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたいと考える人が多くいます。地域で話し合える場づくりを進めていくとともに、隣近所でのあいさつや声かけなど、身近なところからつながりを広げていくことが必要です。

また、日頃から隣近所でちょっとした手助けをお互いが気づいたときに行うことが大切です。双方が負担にならない範囲で協力し合うおたがいさまの関係を築き、支援を必要とする人を支えていくことが求められています。

●事業・取り組み

- ①隣近所の支え合いの関係づくり
- ②ちょっとした手助けの実施

事業・取り組み① 隣近所の支え合いの関係づくり

あいさつや声かけを行って、近所づきあいなど地域のつながりを大切にしていけることで、住民同士がお互いに支え合える関係づくりを進めます。

【自助】

- ・ あいさつ、声かけ運動に積極的に参加します。
- ・ 日ごろから隣近所との付き合いを大切にします。
- ・ 相談相手になるなど、生活課題を共有できる関係を築きます。

【共助】

- ・ 隣近所の大切さについての行事やイベントを行います。
- ・ 支え合って暮らす大切さの啓発活動に取り組みます。
- ・ 地域行事への積極的な参加を促します。

【公助】

- ・ 隣近所の大切さについての意識啓発を図ります。
- ・ あいさつ運動を推進します。

事業・取り組み② ちょっとした手助けの実施

地域の中で困っている人に対し、気づいたときにちょっとした手助けを行うことで、地域住民がお互いに支え合い・助け合うことへつながっていきます。

【自助】

- ・ 隣近所で困っている人の手助けを行います。
- ・ 日頃から、隣近所の住民に目配りや気配りをします。
- ・ 「向こう三軒両隣」の精神を大切にします。

【共助】

- ・ とともに支え合う地域づくりをめざします。
- ・ 協力を求められた際には、積極的に手助けを行います。

2. 地域のネットワークをつくる

●基本的な考え方

高齢化や過疎化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。家族と同居している場合においても、日中や夜間にひとりになる高齢者や子どもがいます。また、福祉サービスに結びつかない人、福祉サービス情報を知らない人、悩みや困りごとを相談できずにいる人がいます。このような人達を的確に把握し、支えていく必要があります。そのためには、地域で活動する各種団体・グループが情報を共有することが求められています。

また、お互いに支え合っていく関係をつくるためには、地域で活動する団体等の横の連携を密にし、ネットワーク化していく必要があります。

●事業・取り組み

- ①支援が必要な人の把握・対応
- ②地域における交流・連携

事業・取り組み① 支援が必要な人の把握・対応

福祉サービスを受けたいと思いつながらも受けられない人や問題を抱えながらも地域から孤立してしまっている人を支援するため、積極的な把握・対応をしていきます。

【自助】

- ・ 日頃から、地域で悩みを抱え込んでいる人がいないか、気を配ります。
- ・ 地域での支え合い・助け合いに積極的に協力します。

【共助】

- ・ 地域で孤立している人の把握に努めます。
- ・ 支援を必要とする人に対応するためのネットワーク化を図ります。

【公助】

- ・ 地域での支え合い・助け合いを支援します。
- ・ 健康診査等を通じて、支援が必要となる人を把握します。

事業・取り組み② 地域における交流・連携

支え合い・助け合いを活発化するため、地域住民と様々な団体や関係機関等との交流を促進し、連携体制の強化を図ります。

【自助】

- ・ 地域団体等の活動や行事に積極的に参加します。
- ・ ボランティアや就労体験に積極的に参加します。
- ・ 消防・防災訓練や救命講習に積極的に参加します。

【共助】

- ・ 活動内容について積極的に情報を発信し、参加しやすい機会の提供に努めます。
- ・ 地域活動の場としてスペースを提供します。

【公助】

- ・ 地域住民と地域団体等の交流を支援・促進します。

第4章 計画の推進・評価

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役はそこで生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分で、住民との協働が不可欠です。また、潜在する多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も大きな役割を持ちます。

計画を実現するには、住民や団体等がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

1. 住民の役割

住民一人ひとりが、地域社会の一員であることの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高めることが大切です。地域で起こっている様々な問題を知り、考え、解決していくための方策を見出す組織・機能の充実を図って、地域福祉活動に積極的に参加・参画することが期待されます。

2. 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業・サービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するには、事業の見直しや新たなサービスの創出による充実、住民の福祉活動への支援、福祉のまちづくりへの参加・参画に努めることが期待されています。

3. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を図る中核に位置付けられ、安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりのために、地域福祉の向上を使命とする組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、住民や民生委員・児童委員をはじめとする地域の各種団体、行政との調整を図ることが課せられています。

今後、本計画を具体的に実現するために、「地域福祉活動計画」が朝倉市社会福祉協議会において策定されます。身近な地域の福祉の現状と課題を踏まえた「自助」・「共助」・「公助」の取り組みが明示されます。

4. 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携を深めるとともに、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を図ります。

第2節 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉の推進を図る基本理念に基づき、個人、地域、行政の役割分担と協働して支え合い・助け合うための仕組みづくりを示しています。

本計画に基づく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくため、市の取り組みや地域における活動の取り組みを支援するため、朝倉市地域福祉推進条例の制度を検討し、地域福祉推進委員会等で検証・評価を行います。

資料編

■筑後川の水害を乗り越えた、近隣地域の共助・ボランティア

昭和 28 年、西日本を襲った梅雨末の豪雨で筑後川の土手が各所で破れ、朝倉も死者 7 人、家屋の流出 31 戸・全半壊 957 戸・浸水 4,410 戸、耕地の流失 170 町・水没 650 町という大被害を受けました。なかでも最も被害の大きかった蜷城地区の記録によると、福岡市消防の飲料水給水、婦人会の炊き出し、小・中・高の児童生徒・教職員、浮羽の工業高校生、明治大学学生などたくさんの人の献身的な奉仕活動があり、その数 4,952 人に達しました。稲苗が各地から集まり、田植のやり直し、秋の収穫もできたといいます。ライフスタイルの都市化・個人化、人口過疎化傾向がまだ強くなかったころのことです。

その援助への感謝を忘れないため、翌 29 年、蜷城小学校では青少年赤十字団が結成され、せり摘みで資金をつくるなどして、お礼の手紙や、感謝状を贈る活動が行われました。この青少年赤十字活動はかたちを変えながらも今も続いています。

激甚な災害のとき、地域や人のつながりが急にできるわけではありません。常々、地域でのお互いの存在を認め合い、暮らしを通じた対応の仕組みづくりが欠かせません。

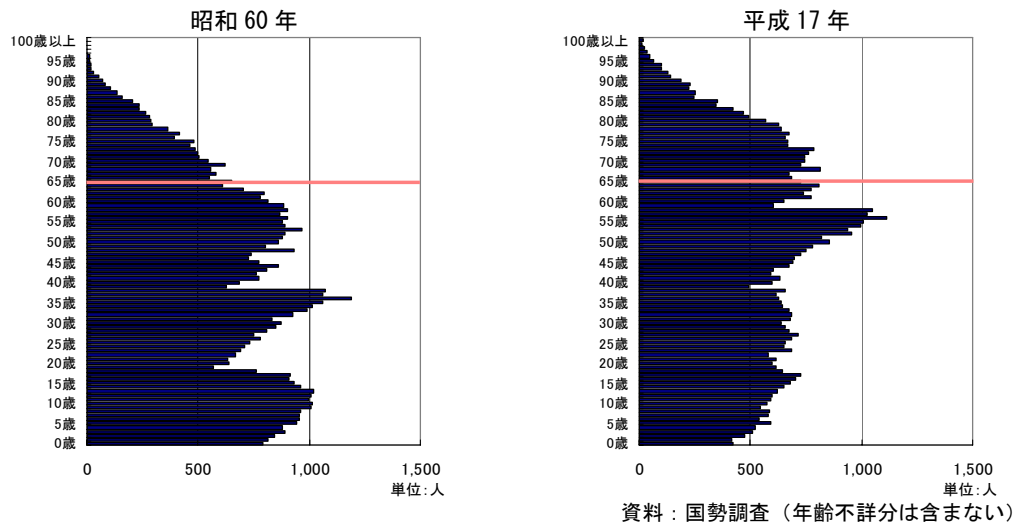
1. 朝倉市の概況

(1) 人口・世帯の状況

①人口構成の推移

昭和60年と平成17年における朝倉市の人口構成を比較すると、子どもの人口は急激に減少し、65歳以上の高齢者が増加している状況がわかります。平成17年時点における55歳前後を中心とした年齢層（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が一つの大きな山を形成しており、この年齢層が高齢者（65歳以上）となる約10年先には、さらなる高齢化が進行することになります。

＜人口構成の推移＞



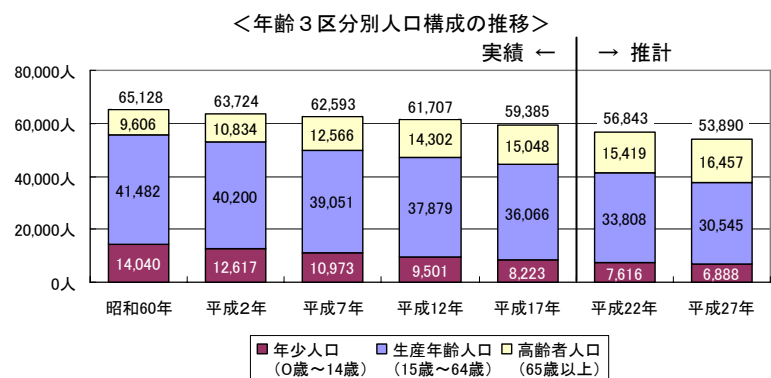
②年齢3区分別人口構成の推移

朝倉市の総人口は一貫して減少傾向にあり、昭和60年の65,128人から平成17年の59,385人と、20年間で約5,740人少なくなっています（8.8%減）。年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続く中、高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著です。昭和60年から平成17年までの20年間で9,606人から15,048人と約1.6倍に伸びており、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も14.7%から25.3%に上昇しています。

＜年齢3区分別人口構成の推移＞

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	65,128	63,724	62,593	61,707	59,385
年少人口（0～14歳）	14,040	12,617	10,973	9,501	8,223
構成比	21.6%	19.8%	17.5%	15.4%	13.8%
生産年齢人口（15～64歳）	41,482	40,200	39,051	37,879	36,066
構成比	63.7%	63.1%	62.4%	61.4%	60.7%
高齢者人口（65歳以上）	9,606	10,834	12,566	14,302	15,048
構成比	14.7%	17.0%	20.1%	23.2%	25.3%
65～74歳	5,444	6,156	7,188	7,709	7,328
構成比	8.4%	9.7%	11.5%	12.5%	12.3%
75歳以上	4,162	4,678	5,378	6,593	7,720
構成比	6.4%	7.3%	8.6%	10.7%	13.0%
年齢不詳	—	73	3	25	48

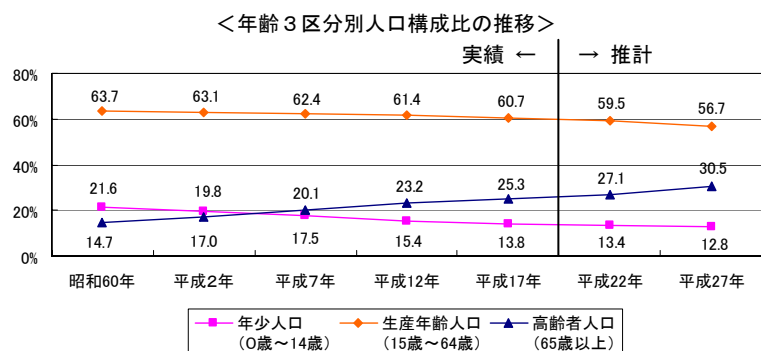
資料：国勢調査



※合計値（総人口）は年齢不詳分も含む

※平成 22・27 年の推計値については、平成 12・17 年の国勢調査結果をもとに「コーホートセンサス変化率法」を用いて算出

年少人口と高齢者人口の構成比の変化をみると、昭和 60 年では年少人口割合が高齢者人口割合を上回っていましたが、平成 7 年を境に逆転し、平成 17 年においては約 12 ポイントの差がみられるなど、少子高齢化の傾向が顕著です。また、推計値をみると、将来的にもこの傾向が続き、約 10 年後の平成 27 年には高齢化率が 30% 超となることが見込まれます。



※平成 22・27 年の推計値については、平成 12・17 年の国勢調査結果をもとに「コーホートセンサス変化率法」を用いて算出

③世帯構成の推移

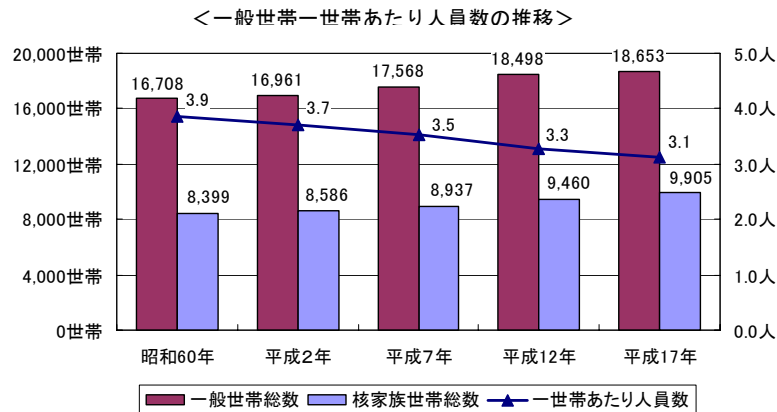
世帯の家族類型についてみると、一般世帯の総数は昭和 60 年から平成 17 年にかけて増加がみられ、20 年間で約 1,950 世帯増えています（11.6%増）。内訳をみると、特に核家族世帯の夫婦のみ世帯について顕著な増加傾向にあり、20 年間で約 1,100 世帯増えています（54.1%増）。また、単独世帯についても急激な増加の傾向がみられ、約 1,870 世帯増加しています。これは高齢者の単独世帯の増加によるものと考えられます。さらに、一般世帯一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、昭和 60 年では一世帯あたり 3.9 人でしたが、平成 17 年には 3.1 人となっており、家族の少人数化が進んでいる状況がうかがえます。

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯		
			総数	夫婦のみ	子どもと夫婦と	子どもと男親と	子どもと女親と			
昭和 60 年	16,708	14,944	8,399	2,112	5,210	126	951	6,545	26	1,738
平成 2 年	16,961	14,882	8,586	2,439	4,971	138	1,038	6,296	16	2,063
平成 7 年	17,568	14,964	8,937	2,743	4,825	186	1,183	6,027	21	2,583
平成 12 年	18,498	15,120	9,460	3,077	4,867	192	1,324	5,660	23	3,355
平成 17 年	18,653	14,993	9,905	3,255	4,896	235	1,519	5,088	53	3,607

資料：国勢調査



また、65歳以上の高齢者のいる世帯については、昭和60年の7,027世帯から平成17年の9,795世帯と20年間で約2,770世帯増加しており（39.4%増）、平成17年では全体の半数以上を占めるなど、伸びが顕著です。

内訳をみると、特に高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯の増加が顕著で、それぞれ20年間で約2.9倍、約2.5倍となっています。

＜高齢者世帯の推移＞

単位：世帯、%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数	16,708	16,961	17,568	18,498	18,653
65歳以上の高齢者のいる世帯	7,027	7,659	8,520	9,392	9,795
構成比	42.1	45.2	48.5	50.8	52.5
ひとり暮らしの世帯	566	779	1,028	1,362	1,653
構成比	8.1	10.2	12.1	14.5	16.9
高齢者夫婦世帯※	746	1,013	1,367	1,691	1,890
構成比	10.6	13.2	16.0	18.0	19.3
その他の世帯	5,715	5,867	6,125	6,339	6,252
構成比	81.3	76.6	71.9	67.5	63.8

資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

以上のように、朝倉市においては、

- ・高齢化の進行がみられ、こうした傾向が今後ますます顕著になっていくこと
- ・世帯構成については、家族介護が困難な高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯数が増加していくこと

といった状況が今後想定されます。

④産業構造の推移

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業の就業者数と第2次産業の就業者数が減少傾向にある中、第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。昭和60年から平成17年までの20年間で15,297人から16,937人と約1,640人増加しており、総就業者数に占める割合も46.8%から56.4%に上昇しています。

サービス業を中心とする第3次産業は、消費者の志向に合わせた就労環境にあることが予想され、労働時間や休日、就労形態など、以前に比べ就業者の働き方が多様化していることがうかがえます。

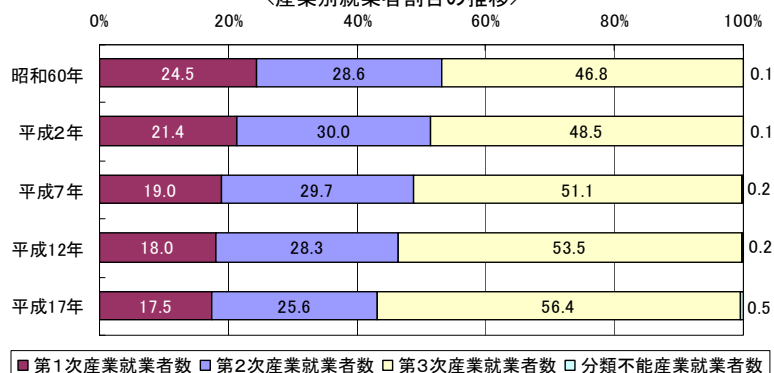
＜産業別就業者数の推移＞

単位：人、％

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総就業者数	32,693	32,237	32,156	31,283	30,041
第 1 次産業就業者数	8,017	6,908	6,113	5,645	5,266
構成比	24.5	21.4	19.0	18.0	17.5
第 2 次産業就業者数	9,346	9,659	9,557	8,839	7,693
構成比	28.6	30.0	29.7	28.3	25.6
第 3 次産業就業者数	15,297	15,650	16,422	16,748	16,937
構成比	46.8	48.5	51.1	53.5	56.4
分類不能産業就業者数	33	20	64	51	145
構成比	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5

資料：国勢調査

＜産業別就業者割合の推移＞



資料：国勢調査

(2) 要介護高齢者・障がいのある人の状況

①要介護（支援）認定者数の状況

要介護（支援）認定者の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、平成 14 年度から平成 18 年度までの 4 年間で 330 人増加しています（約 1.1 倍）。

要介護度別にみると、特に要介護 3 の伸びが顕著となっており、4 年間で約 1.6 倍となっています。また、平成 18 年度では、要支援（要支援 1）から要介護 1 までの合計が約 41% となっており、軽度層が 4 割以上を占めていることがわかります。

＜要介護（支援）認定者数の推移＞

単位：人、％

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
要支援（要支援 1）	398	419	490	526	305
	17.3	16.7	18.9	19.2	11.6
要介護 1	605	688	680	762	—
	26.4	27.4	26.3	27.8	—
（要支援 2）	—	—	—	—	331
	—	—	—	—	12.6
（要介護 1）	—	—	—	—	437
	—	—	—	—	16.6
要介護 2	424	422	386	405	471
	18.5	16.8	14.9	14.8	17.9
要介護 3	287	327	390	390	473
	12.5	13.0	15.1	14.2	18.0
要介護 4	314	342	339	374	368
	13.7	13.6	13.1	13.6	14.0
要介護 5	267	317	305	284	240
	11.6	12.6	11.8	10.4	9.1
計	2,295	2,515	2,590	2,741	2,625

資料：介護サービス課（各年度末現在）

②障害者手帳所持者の状況

【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 14 年度の 2,935 人から平成 18 年度の 3,291 人と 356 人増えており、増加傾向がみられます。

年代別にみると、18 歳未満が平成 18 年度時点で 34 人と全体の 1 %程度にとどまっています。18 歳以上は増加傾向にあり、平成 18 年度時点で 3,257 人となっています。

障がい程度別にみると、1 級が最も多くなっており、増加の伸びも 5 級とあわせて大きくなっています。

障がい種別にみると、平成 18 年度では肢体不自由が 1,836 人、内部障がいが 814 人と多く増えており、あわせて全体の 80.5%を占めています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合 計		2,935	3,014	3,143	3,191	3,291
年代別	18 歳未満	40	39	40	39	34
	18 歳以上	2,895	2,975	3,103	3,152	3,257
障がい程度別	1 級	816	832	868	849	938
	2 級	539	563	593	583	598
	3 級	448	457	483	486	490
	4 級	554	578	614	664	662
	5 級	292	302	311	327	322
	6 級	286	282	274	282	281
障がい種別	視覚障がい	284	290	304	308	302
	聴覚・平衡機能障がい	325	317	305	294	305
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	33	33	33	34	34
	肢体不自由	1,620	1,678	1,754	1,789	1,836
	内部障がい	673	696	747	766	814

資料：福祉事務所（各年度末現在）

【知的障がいのある人の状況】

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 14 年度の 318 人から平成 18 年度の 389 人と 71 人増加しており、増加傾向がみられます。

年代別にみると、18 歳未満と 18 歳以上ともに伸びがみられます。18 歳未満は 21 人の増加、18 歳以上は 50 人の増加となっています。

障がい程度別にみると、B（中・軽度）に比べ、A（重度）の割合が大きくなっており、平成 14 年度から平成 18 年度へかけてその差は広がっています。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合 計		302	321	339	365	390
年代別	18 歳未満	55	63	70	75	82
	18 歳以上	247	258	269	280	308
障がい程度別	A（重度）	175	184	194	210	225
	B（中・軽度）	127	137	145	155	165

資料：福祉事務所（各年度末現在）

【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体ではゆるやかな増加傾向がみられます。また、他の障がいと比較して手帳所持者数が少ない状況です。

年代別にみると、平成 18 年度時点では 18 歳未満の所持者はみられず、18 歳以上のみとなっています。

障がい程度別にみると、2 級の割合が大きくなっており、全体の約 65.9%を占めています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合 計		178	176	170	182
年代別	18 歳未満	1	1	1	0
	18 歳以上	177	175	169	182
障がい程度別	1 級	27	25	24	28
	2 級	117	117	112	120
	3 級	34	34	34	34

資料：福祉事務所（各年度末現在）

（３）社会資源の状況

①社会福祉施設の状況

【児童福祉分野】

朝倉市における児童福祉施設は、保育所が 16 か所、母子生活支援施設が 1 か所、児童養護施設が 2 か所となっています。（平成 19 年 4 月 1 日現在）

施設の種類	施設名称
保育所	朝倉市立秋月保育所（定員 90 名）
	朝倉市立安川保育所（定員 45 名）
	朝倉市立福田保育所（定員 60 名）
	朝倉市立蟠城保育所（定員 90 名）
	朝倉市立黄金川保育所（定員 90 名）
	朝倉市立三奈木保育所（定員 120 名）
	朝倉市立立石保育所（定員 120 名）
	朝倉市立松末保育所（定員 30 名）
	朝倉市立杷木保育所（定員 110 名）
	朝倉市立久喜宮保育所（定員 90 名）
	朝倉市立志和保育所（定員 60 名）
	私立真愛保育園（定員 230 名）
	私立生い立つ保育園（定員 180 名）
	私立馬田保育園（定員 120 名）
	私立青梅保育園（定員 120 名）
	私立ひろにわ保育所（定員 90 名）
母子生活支援施設	真愛園光寮（定員 15 世帯）
児童養護施設	古処学園（定員 40 人）
	ひばりが丘学園（定員 80 人）

【高齢者福祉分野】

朝倉市における老人福祉施設は、老人介護支援センターが4か所、老人福祉センターが3か所、特別養護老人ホームが4か所、軽費老人ホームが1か所、老人デイサービスセンターが12か所、老人短期入所施設が4か所となっています。（平成19年10月1日現在）

施設の種類	施設の名称
老人介護支援センター	在宅介護支援センター ラ・パス
	在宅介護支援センター きらく荘
	在宅介護支援センター いしずえ荘
	在宅介護支援センター ゆめホーム杷木
老人福祉センター	老人福祉センター 寿楽荘
	朝倉老人福祉センター
	杷木老人福祉センター
特別養護老人ホーム 【介護老人福祉施設】	特別養護老人ホーム きらく荘(定員 50人)
	指定介護老人福祉施設 甘木愛光園 (定員 50人)
	特別養護老人ホーム いしずえ荘 (定員 100人)
	特別養護老人ホーム 日迎の園 (定員 50人)
軽費老人ホーム	ケアハウス雅 (定員 30人)
老人デイサービスセンター 【通所介護】	きらく荘デイサービスセンター (定員 予防:30人、介護:30人)
	デイサービスセンター のんびり村(定員 予防:40人、介護:40人)
	あまぎ健康らんどデイサービスセンター (定員 予防:25人、介護 25人)
	りんご園デイ・サービスセンター(定員 予防:25人、介護:25人)
	デイサービスもやい (定員 予防:23人、介護:23人)
	デイサービスローズ倶楽部 (定員 予防:30人、介護:30人)
	医療法人社団 医王会 デイサービスセンターけんせい (定員 予防:35人、介護 35人)
	デイサービスセンター 和み (定員 予防:10人、介護 10人)
	デイサービス 日迎の園 (定員 予防:35人、介護 35人) 但し、日曜日は 30人
	ゆめホームはぎ (定員 予防:7人、介護:11人)
	デイサービスセンターわかいち (定員 予防:10人、介護 10人)
	デイサービスいしずえ荘 (定員 50人) 但し、日曜日は 25人
老人短期入所施設 【短期入所生活介護】	指定介護老人福祉施設甘木愛光園 (定員 予防:7人、介護:7人)
	きらく荘ショートステイ (定員 予防:3人、介護:3人)
	短期入所生活介護日迎の園 (定員 20人)
	短期生活介護いしずえ荘 (定員 20人)

【障がい福祉分野】

朝倉市においては、障がい福祉に関する施設として、以下の3つがあります。（平成19年10月1日現在）

- 清流学園：知的障害者通所授産
- 千代の里：知的障害者入所更生
- こがね園：就労継続支援（B型）

②人的資源の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。

主な職務は、以下のとおりです。

- ・住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

朝倉市では、144人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が15人）が活動しています。（平成19年12月1日現在の定数）

地区名	民生委員・児童委員数 （主任児童委員数）
上秋月地区	6（1）
秋月地区	5（1）
安川地区	8（1）
甘木地区	22（1）
立石地区	13（1）
馬田地区	8（1）
福田地区	7（1）
蜷城地区	6（1）
金川地区	7（1）
三奈木地区	10（1）
高木地区	7（1）
朝倉地区	22（2）
杷木地区	23（2）
合計	144（15）

【ボランティア】

朝倉市ボランティア連絡協議会に登録のある団体は56団体、人数は877人、そのうち福祉ボランティア部会は37団体・588人、地域づくりボランティア部会は19団体289人です。

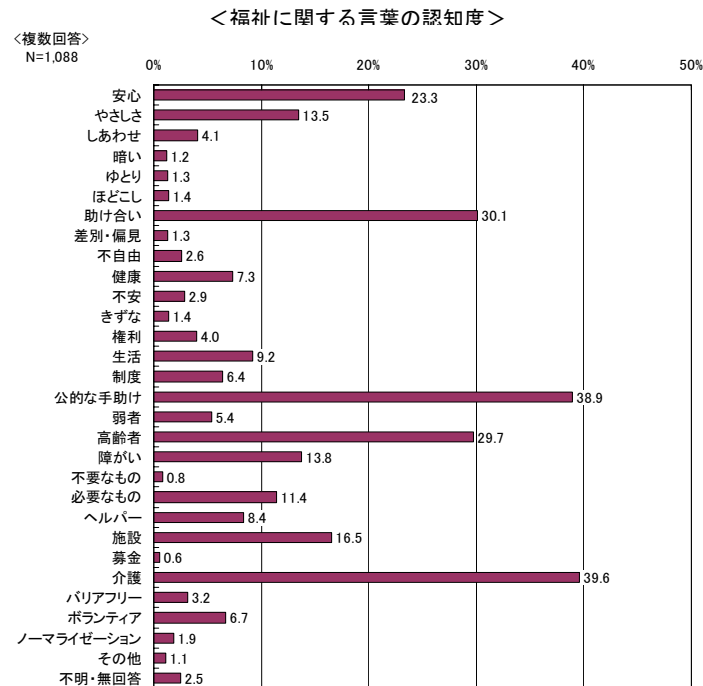
2. 朝倉市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域福祉に関わる意識

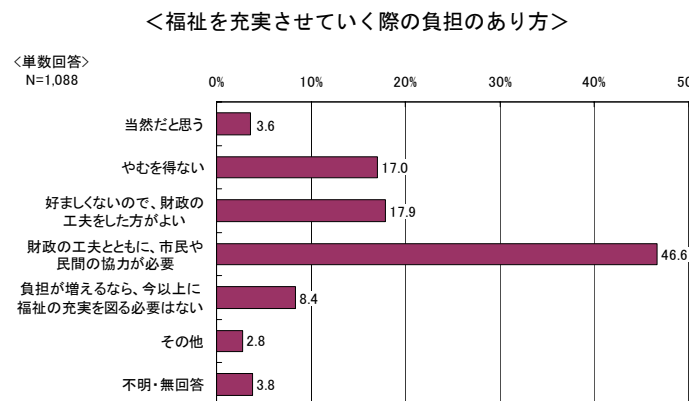
本計画の策定にあたって、地域福祉に関する意識や現状について把握するため、平成 19 年 7 月 13 日～7 月 27 日にかけて市民意識調査を実施しました。調査結果からみられた朝倉市における地域福祉に関わる住民の意識は以下のとおりです。

①福祉への関心について

福祉に関する言葉の認知度については、福祉の基本的な理念ともいえる「ノーマライゼーション」を思い浮かべるといえる人の割合が 1.9%で大変低く、今後の啓発活動や研修会、講習会における取り組みの中での課題の一つといえます。

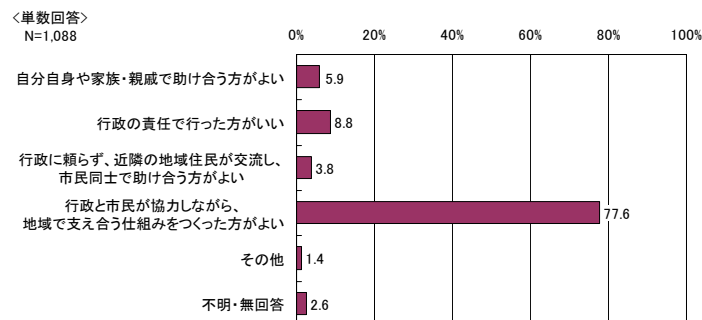


福祉を充実させていく際の負担に関する点については、「財政の工夫」と「市民の協力による福祉の充実」を望んでいる人の割合が高くなっており、金銭的負担の増大による福祉の充実ではなく、行政における税金の使い道の工夫や市民間での支え合いや助け合いといった形での充実を望んでいる状況がうかがえます。



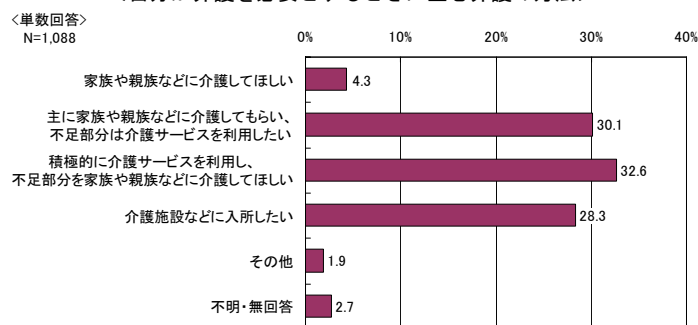
福祉のあり方に関する考えについても、同様の傾向がみられ、「行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくった方がよい」と考える人が約8割となっています。

<福祉のあり方に関する考え>



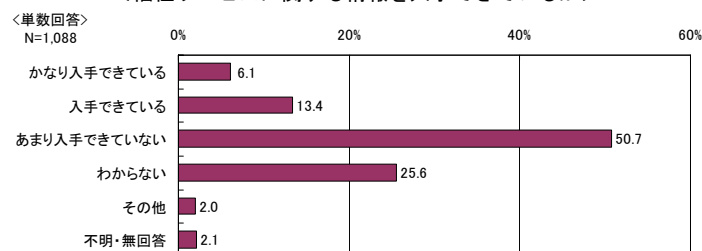
自分が介護を必要とする状態になった場合については、何らかの形で介護サービスを利用していきたいと考える人が9割以上となっており、介護保険制度が浸透してきたことも含め、これまで家族への負担が大変大きかった介護が、福祉サービスとして一般に認知されてきている状況がうかがえます。

<自分が介護を必要とするときに望む介護の方法>



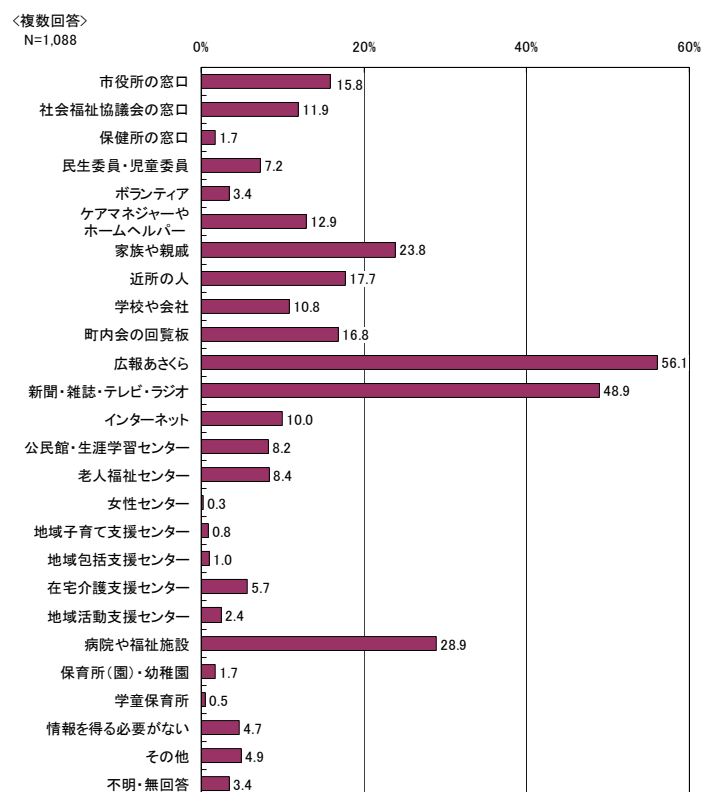
その一方で、福祉サービスに関する情報が入手できていると考える人は2割以下となっており、5割以上の回答があった「あまり入手できていない」を大きく下回っている状況にあります。

<福祉サービスに関する情報を入手できているか>



また、福祉サービスに関する主な情報源として、「広報あさくら」をあげる人が約6割となっていますが、女性センター、学童保育所、地域子育て支援センター、地域包括支援センター、保健所の窓口、保育所（園）・幼稚園、地域活動支援センターなどをあげる人は1割以下となっています。今後、行政関連機関における情報提供に関し、「広報あさくら」等の広報媒体の内容充実とともに、情報提供窓口の周知など、地域住民にとって利便性がより高くなるよう、さらにきめ細かい取り組みが期待されます。

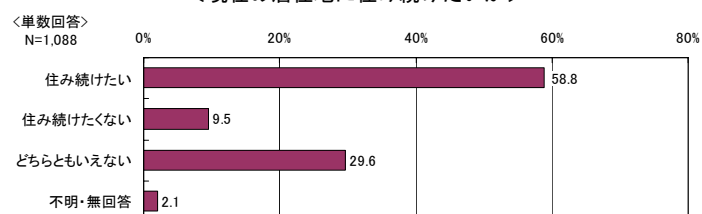
<福祉サービスに関する主な情報入手先>



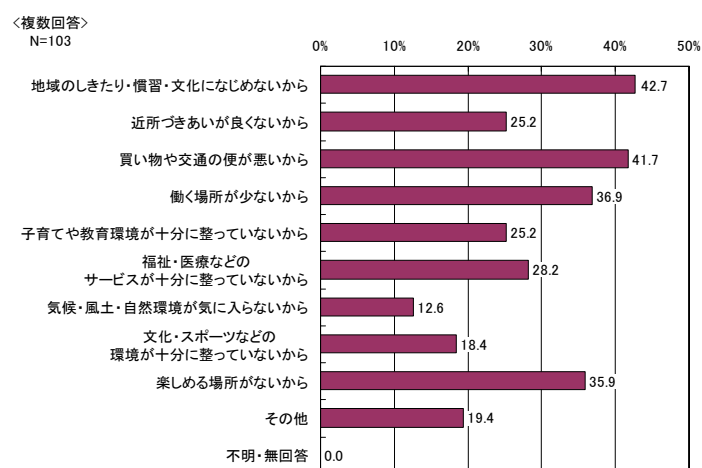
②地域との関わりについて

地域との関わりについて、最も基本となる「現在住んでいるところに住み続けたいか」との考えに対しては、約6割の人が住み続けたいと回答しています。逆に「住み続けたくない」と考える人は1割を下回っており、その理由として「地域のしきたり・慣習・文化になじめないから」や「買い物や交通の便が悪いから」、「働く場所が少ないから」などが主にあげられています。

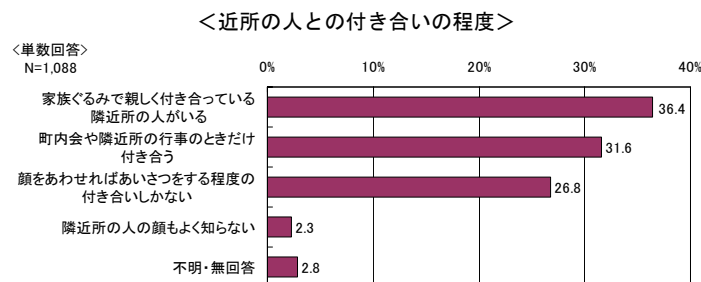
<現在の居住地に住み続けたいか>



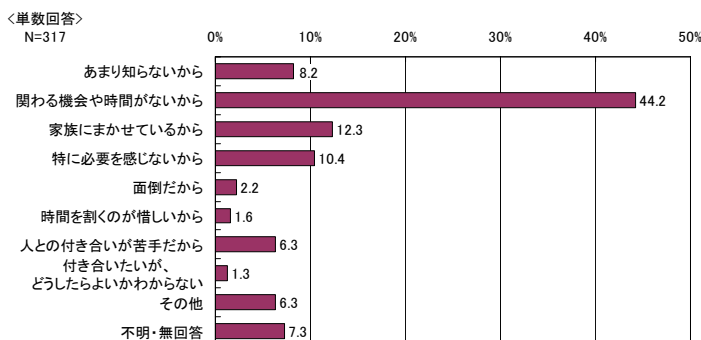
<現在の居住地に住み続けたくない理由>



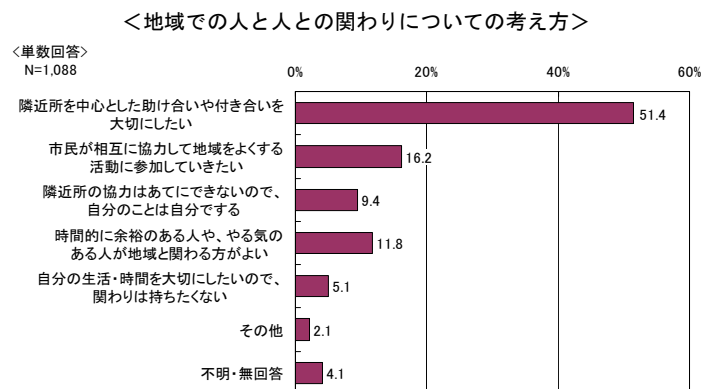
近所の人との付き合いについては、親しく付き合いをしていると回答した人が約4割となっています。逆に「会えばあいさつはするが、それ以上は話をしない」、もしくは「付き合いがほとんどない」と回答した人は合わせて約3割となっていますが、その理由として「関わる機会や時間がないから」をあげる人が4割以上となっています。



<「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「付き合いがほとんどない」理由>

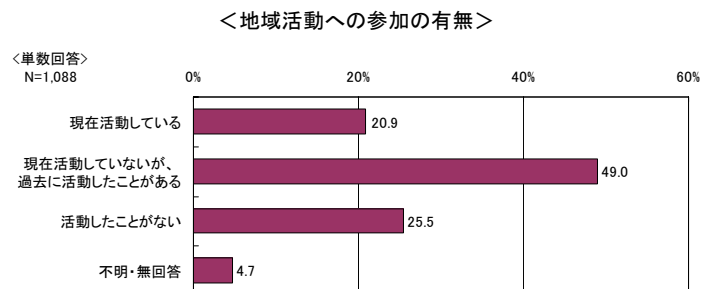


地域での人と人との関わりについての考え方として、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」をあげる人が約5割、「市民が相互に協力していくこと」をあげる人も約2割となっています。「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」または「自分の生活・時間を大切にしたいので、関わりは持ちたくない」と考える人を大きく上回っており、地域との関わりについては、隣近所を中心とした市民相互の協力が大切と考える人が大変多くみられます。

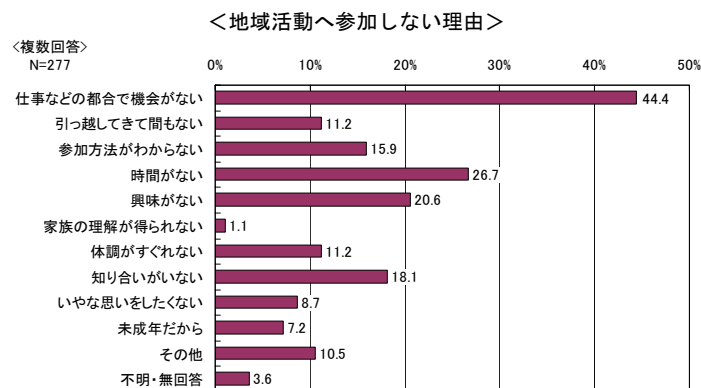


③地域活動について

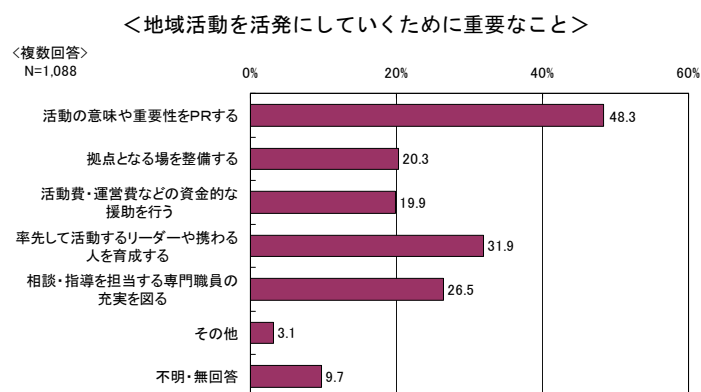
地域活動への参加については、参加した経験のある人が約7割となっています。



地域活動に参加していない人の理由については、「仕事などの都合で機会がない」と考える人が約４割で最も高く、以下「時間がない」、「興味がない」、「知り合いがいない」といった回答が続きます。

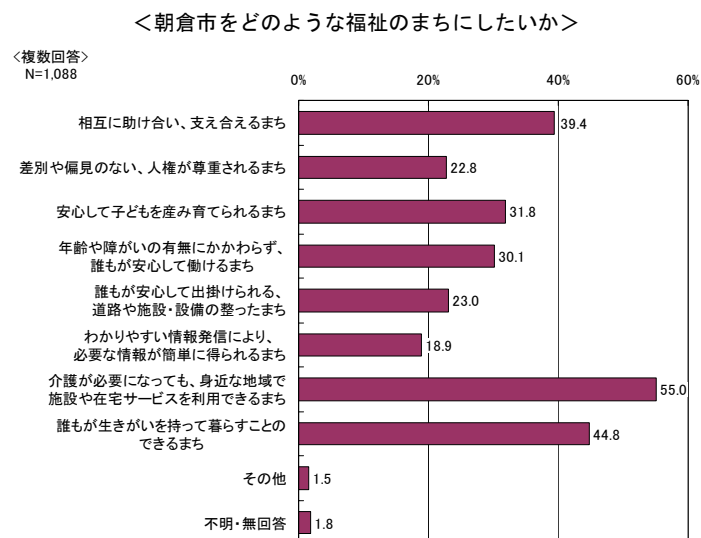


今後、地域における活動を活発にしていくため、どのようなことが重要かという点については、「活動の意味や重要性をもっとPRする」との考えが約５割で最も高く、「率先して活動するリーダーや携わる人を育成する」や「相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が続いています。

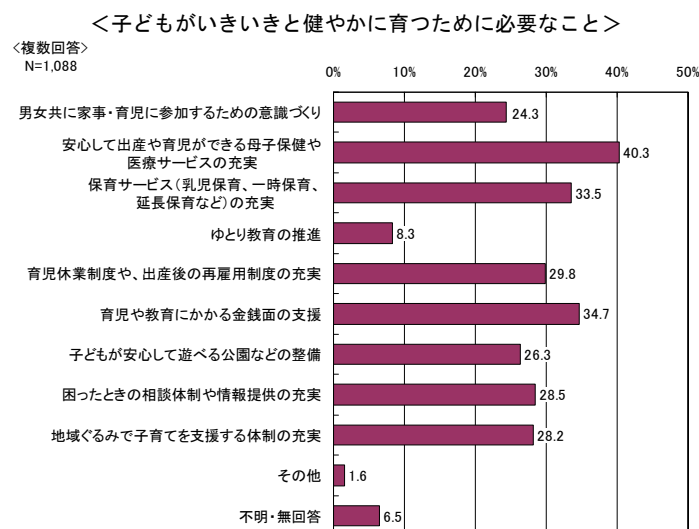


④これからの朝倉市の福祉のあり方について

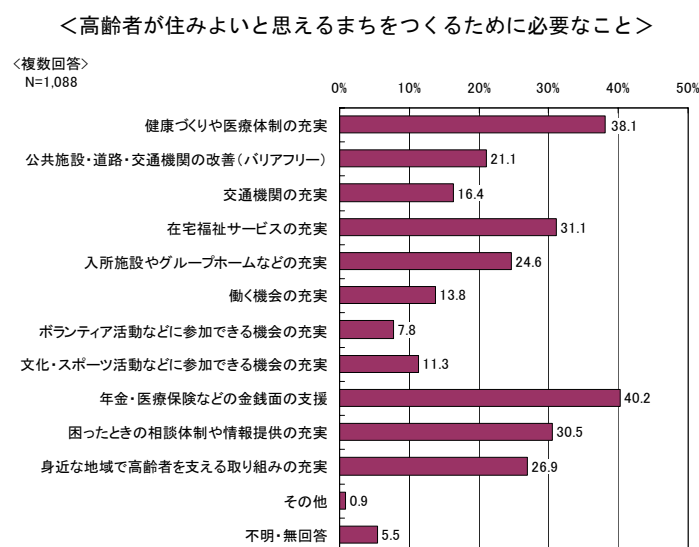
朝倉市をどのような福祉のまちにしたいかについて、「介護が必要になっても、身近な地域で施設や在宅サービスを利用できるまち」と考える人が最も高く、５割以上となっています。高齢者の増加や高齢者のみの世帯の増加が背景にあるものと考えられます。



子どもがいきいきと健やかに育つために必要なことに関しては、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」と考える人が最も高く4割以上となっています。「地域ぐるみで子育てを支援する体制の充実」と考える人は約3割で、あまり高い割合とはなっていません。「ゆとり教育の推進」は1割にも及ばず、非常に低い割合となっています。

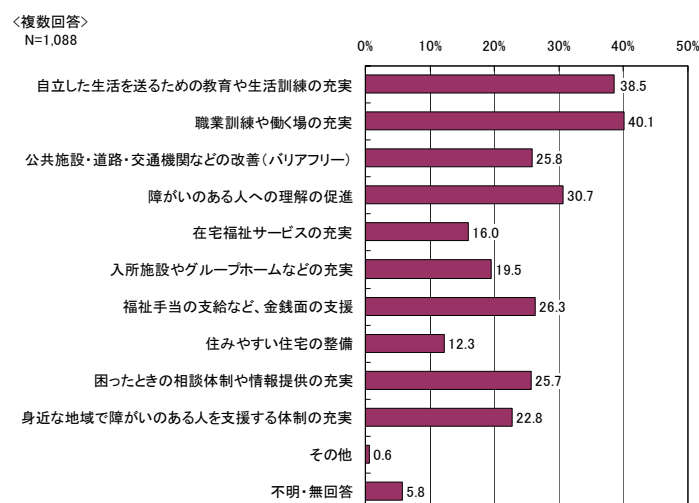


高齢者にとって住みよいまちをつくるために必要なことに関しては、「年金・医療保険などの金銭面の支援」と考える人が4割以上で最も高く、「身近な地域で高齢者を支える取り組みの充実」は3割以下となっています。



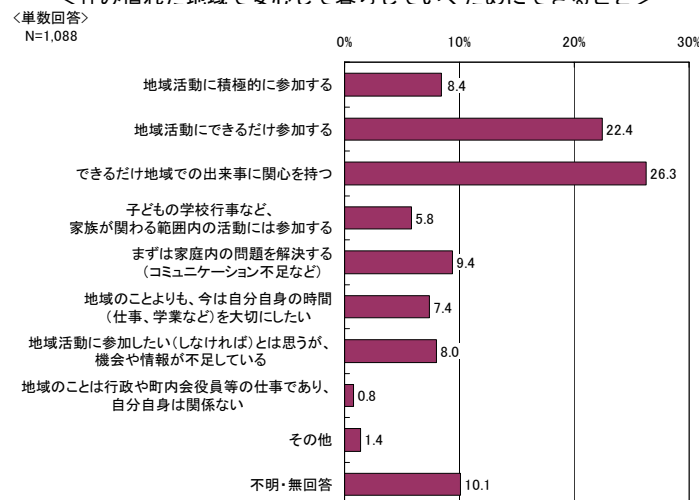
障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことに関しては、「身近な地域で障がいのある人を支援する体制の充実」と考える人は2割程度で、相対的に低い割合となっています。「職業訓練や働く場の充実」や「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」と考える人の割合が高く、4割程度となっています。

<障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なこと>



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために市民としてできることについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」と考える人が最も高く、約3割となっています。次いで「地域活動にできるだけ参加する」と考える人が2割以上で高い割合を占めており、「地域活動に積極的に参加する」と考える人は1割未満となっています。

<住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにできること>



(2) 地域福祉の現状・課題

市民意識調査や地区座談会、民生委員・児童委員へのヒアリングなどの現状分析で明らかになった地域福祉を取り巻く現状・課題を検討・整理し、

- ① 子育て支援・児童福祉
- ② 高齢者福祉
- ③ 障がい福祉

といった福祉分野の観点から、地域福祉を充実していく上での現状・課題を取りまとめ、大切にした基本的な視点を以下のように掲げます。

①子育て支援・児童福祉

地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境をどう築いていくか

仕事と子育ての両立が困難なため、子どもを産み育てることに負担を感じる人達が増えているようです。保育所や学童保育の利用拡大、乳幼児の一時預かりなどの充実が求められています。若年層の低所得化が進行していることから、特に経済的な不安が大きいようです。安心して子どもを産み育てるための母子保健・医療サービスの充実とともに、経済的な支援も望まれています。

子育て中の母親同士をつなぐネットワークが少なく、子育てについて気軽に相談できる場や機会が減っているようです。行政からの情報もあまり入手できていないようです。また、以前は地域の中で子どもを預けたり預かったりしながら子育てをしていたものの、近年では教育に対する考え方の変化や近所づきあいの減少から、子どもに声すらかけづらい雰囲気があり、地域の中で子育てをするということが難しくなっています。特に核家族においては、協力やアドバイスをもらう機会が少ないことから、子育てに対する不安や精神的な負担が生じているようです。虐待等の問題を懸念する声も聞かれました。

このようなことから朝倉市においては、子育てを行う家族が地域の中で気軽に相談ができ、必要な支援を受けながら、安心して子どもを産み育てられるような環境を築いていくことが、子育て支援・児童福祉を考える際の基本的な視点として重要です。

②高齢者福祉

高齢者が元気に活動する場と見守りの仕組みをどう構築していくのか

サロン活動や子ども達とのふれあい活動といった地域活動やシルバー人材センターなどを活用した就労の機会、さらには、健康づくりや趣味を活かせる場など、生きがいとなる機会や場を求める高齢者が増えているようです。元気な高齢者が活躍できる機会に向けた組織づくりや、そういった組織に対する支援などが求められています。また、地域ボランティアの貴重な人的資源として高齢者の力を積極的に活用する仕組みづくりも大切です。

近隣の人達との付き合いが薄く、閉じこもりがちになっている高齢者が増えているようです。老老介護の状態に苦慮しながら相談や支援を受けることができずに悩んでいる人もみられます。今後こういった高齢者が急増することが予想されます。日常的な暮らしの中で地域の人達による、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者などに対する目配りや気配りを行う仕組みづくりが求められています。

このようなことから朝倉市においては、高齢者が地域の中で元気に活動するための活動の場や見守りを行う仕組みを構築していくことが、高齢者福祉を考える上での基本的な視点として重要です。

③障がい福祉

障がいのある人やその家族への理解を地域の中でどう深めていくか

誰が障がいのある人なのか、どんな障がいがあるのかなど、地域の中では障がいのある人の状況が理解できていない様子がうかがえます。また、障がいのある人やその家族の中には、障がいのあることを公にすることに否定的な考え方や雰囲気が根強く残っているようです。このため、障がいのある人が現実的にどんなことに困っているのか、またどのような支援を望んでいるのか、さらには地域の人達がどういった支援をすればいいのかがよくわからないというのが現状のようです。

障がいのある人やその家族の中には、障がい福祉に関する情報をあまり入手できておらず、利用できる制度や法律がわからない人や、活用可能な障害福祉サービスを受けないまま生活している人もいます。悩みや不安を抱えながら生活を送っている様子の障がいのある人やその家族も見受けられます。気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができることが求められています。

地域においては、身障者用駐車場には車を停めない、点字ブロックの妨げにならないよう心がけるなど、障がいのある人達に対する理解と思いやりを持った行動が大切ではないかとの声が聞かれました。

このようなことから朝倉市においては、障がいのある人やその家族が、地域の中で、気軽に相談でき必要な支援を受けることができるよう、障がいのある人やその家族への理解を地域の中で深めていくことが、障がい福祉を考える上での基本的な視点として重要です。

3. 策定の経緯

年月日	内容
平成 19 年 7 月 2 日	第 1 回朝倉市地域福祉計画ワーキンググループ会議
平成 19 年 7 月 6 日	第 1 回地区座談会（十文字中学校）
平成 19 年 7 月 11 日	第 1 回地区座談会（南陵中学校）
平成 19 年 7 月 13 日	第 2 回地区座談会（十文字中学校）
平成 19 年 7 月 13 日 ～7 月 27 日	市民意識調査
平成 19 年 7 月 17 日	第 1 回地区座談会（秋月中学校）
平成 19 年 7 月 18 日	第 2 回地区座談会（南陵中学校）
平成 19 年 7 月 19 日	民生委員・児童委員ヒアリング
平成 19 年 7 月 24 日	第 2 回地区座談会（秋月中学校）
平成 19 年 7 月 26 日	第 1 回地区座談会（比良松中学校）
平成 19 年 7 月 30 日	第 1 回地区座談会（甘木中学校）
平成 19 年 7 月 31 日	第 1 回地区座談会（杷木中学校）
平成 19 年 8 月 6 日	第 2 回地区座談会（甘木中学校）
平成 19 年 8 月 7 日	第 2 回地区座談会（杷木中学校）
平成 19 年 8 月 8 日	第 2 回地区座談会（比良松中学校）
平成 19 年 8 月 23 日	第 2 回朝倉市地域福祉計画ワーキンググループ会議
平成 19 年 9 月 26 日	第 3 回朝倉市地域福祉計画ワーキンググループ会議
平成 19 年 10 月 29 日	第 1 回朝倉市地域福祉計画策定委員会
平成 19 年 11 月 8 日	第 4 回朝倉市地域福祉計画ワーキンググループ会議
平成 20 年 1 月 31 日	第 5 回朝倉市地域福祉計画ワーキンググループ会議
平成 20 年 2 月 8 日	第 2 回朝倉市地域福祉計画策定委員会
平成 20 年 2 月 27 日	朝倉市地域福祉計画策定庁内委員会
平成 20 年 2 月 29 日 ～3 月 13 日	パブリックコメント
平成 20 年 3 月 25 日	第 3 回朝倉市地域福祉計画策定委員会

地区座談会



民生委員・児童委員ヒアリング



4. 朝倉市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 朝倉市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、各専門分野と市民の立場からの総合的な意見を聴き、計画策定を行うために、朝倉市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関して必要な事項について調査・研究・検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成し、委員は別表に定める区分によって市長が委嘱する。

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会の委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、平成19年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

別表（第3条関係） 朝倉市地域福祉計画策定委員会構成委員

区 分	職 名	人 数
福祉関係者	社会福祉審議会代表	1
	民生委員・児童委員協議会代表	1
	社会福祉協議会代表	1
	障害者団体代表	1
	ボランティア連絡協議会代表	1
	福祉サービス事業者代表	1
	小学校PTA代表	1
	議会代表（環境民生常任委員会）	1
	区会長会代表	1
	小・中学校長代表	1
	消防団代表	1
	公民館会長会代表	1
	老人会代表	1
	振興会代表	1
	学識経験者	1
計		15

５．朝倉市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(任期：平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日)

選出区分	定数	委員名	選 出 団 体
社会福祉審議会	1	◎藤本 尚久	市社会福祉審議会
民生委員児童委員協議会	1	國武 征治	市民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会	1	○多田 悦子	市社会福祉協議会
障害者団体	1	芝尾 國雄	市身体障害者福祉協会
ボランティア団体	1	上原 幸子	市ボランティア連絡協議会 (社会福祉法人 あさくら会)
福祉サービス事業者	1	櫛橋 誠一	市社会福祉施設代表者連絡会
小学校 P T A	1	石橋 一良	市小学校 P T A 連合会 副会長 久喜宮小学校 P T A 連合会 会長
市議会	1	田中 哲也	市議会（環境民生常任委員会）
区会長会	1	市川 喜生	市区会長理事会
小・中学校長	1	窪山 順考	市中学校校長会（甘木中学校）
消防団	1	時津 邦克	市消防団
公民館長会	1	吉田 英雄	市公民館長会
老人会	1	池田 良水	朝倉市老人クラブ連合会
振興会	1	小島 一夫	市地区振興会会長会
学識経験者	1	篠崎 正美	日本赤十字九州国際大学非常勤講師
合 計	1 5		

※敬称略

※◎委員長、○副委員長

朝倉市地域福祉計画

発行年月 平成 20 年 3 月

発行 福岡県 朝倉市

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2

TEL : 0946-22-1111 FAX : 0946-22-5199

策定協力 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所